

議案第 39 号

甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）における公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針第2章第2節に基づき、甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市立小中学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

甲賀市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状

2. 目標

3. 計画の期間

4. 実施する業務課管理・健康確保措置の内容

5. 今後のフォローアップについて

6. 業務量管理・健康確保措置実施計画のロードマップ
について

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

社会の急激な変化が進む中、子どもたちが未来において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の育成がより重要視されている。そのためには、現状の学校教育の改善や充実が求められており、本市では令和2年度から一人一台端末を活用した学習支援ソフト（オクリンク）、AIドリルなどさらなるICT教育の充実を図ってきた。加えて、学校が取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校に求められる役割も増大し、教職員の長時間勤務が社会問題となった。

そこで、教職員の超過勤務を解消し、子どもと向き合う時間を確保するとともに、誇りややりがいを感じ、心身ともに健康でいきいきと働ける職場づくりをすすめることから本計画を策定する。

(2) 本市の現状

平成29年（2017年）12月策定の「甲賀市教育大綱」（令和3年10月改訂）に掲げる「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」を教育方針とし、平成31年（2019年）4月に制定された第3期甲賀市教育振興基本計画（令和5年11月一部改訂）を策定し、その計画において、滋賀県教育委員会が「学校における働き方改革取り組み方針」の中で示された「取組の5本柱」に関わり、本市教育委員会では以下の取組を進めてきた。

<令和7年度までの取組（継続）>

①学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

☆年間スケジュールの見直し

（学校行事、児童会生徒会行事、PTA行事など行事の精選）

具体例：運動会・体育祭の半日開催、家庭訪問の中止

3学期制から2学期制（小学校）、社会見学等の精選

入学式、卒業式の時間短縮、授業時数の適正化

市の水泳大会中止 など

☆学校閉校日の設定 夏季：8月10日～16日（7日間）

冬季：12月28日～1月4日（8日間）

☆教科専科指導員、特別支援員等の配置

☆教員業務支援員の充実

☆学校運営共同実施の推進、地域学校事務室の設置

☆校務支援システムの導入

☆出退勤の管理

☆職員研修の見直し（ハイブリット型）

☆学校運営協議会の運営（地域住民による学校行事や学習活動の補助）

☆音声メッセージ機能付電話機の導入

☆保護者連絡アプリ（すぐーる）の導入

☆部活動指導員の配置

☆スクールロイヤー事業の実施

前述のような取組の結果、本市における教職員時間外在校等時間の状況は、令和3年度から令和6年度までは以下のとおりである。

【時間外在校等時間の状況（令和3年度から令和6年度）】

	年平均 (時間)		月 45 時間超えの割合 (%)		月 80 時間超えの割合 (%)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和3年度	46.8	42.3	44.3	37.8	7.5	7.1
令和4年度	38.3	34.6	36.5	31.2	8.6	4.7
令和5年度	37.4	34.3	36.2	27.0	6.0	3.4
令和6年度	36.6	30.6	35.8	25.1	4.5	3.0

時間外在校等時間の状況は、小・中学校ともに年間平均時間が減少傾向にあり、小学校では令和3年度の46.8時間から令和6年度には36.6時間へと減少し、中学校でも42.3時間から30.6時間へと改善が見られる。月45時間を超える教職員の割合は、全体として減少傾向にあるが、依然として勤務状況に課題が見られる。月80時間を超える割合は小学校で令和3年度の7.5%から令和6年度には4.5%へ、中学校では7.1%から3.0%へと大きく減少し、長時間勤務の改善が見られる一方依然として長時間勤務の教職員が一定存在する状況にある。また、教職員の勤務状況については、QRコードで打刻を行い出退勤の把握を行っているものの、週休日や休日の部活動指導による打刻が十分でなく校長会等で正確な勤務状況の把握に努めるように指示しているところである。

これまでの取組の成果としては、運動会や体育祭の半日開催、家庭訪問中止等の行事の精選や校務支援システム・保護者連絡アプリの導入、教員業務支援員や特別支援員の充実、中学校の部活動における外部指導員の配置などにより、業務の負担軽減と効率化が進んだ点が挙げられる。また、音声メッセージ機能付電話機の導入や夏季・冬季における学校閉校日の設定も教職員の負担軽減となる大きな要因となっている。

課題としては、生徒指導や教育相談、各種調査のとりまとめなど、多岐にわたる業務の負担が大きく、今後、さらなる業務の精選や学習支援員等の活用、教職員間による校務等の協働推進などにより、働きやすい環境づくりをさらに進めていくことが求められている。

こうした状況等を踏まえて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条関連に基づき、学校現場からの意見も踏まえながら「甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

2. 目標

甲賀市教職員の目指す姿

「子どもも教職員も笑顔あふれる学校」の実現

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする
(※1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にする)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 16 日以上にする。
- ・ 「やりがいがある」「働きやすい」と回答する肯定的な割合を、それぞれ 90%、80%以上にする。※各校で実施する学校評価において把握。
- ・ セルフチェックシートの「現在の健康等に係る状況について」の項目で「概ね健康です」の割合を 100%にする。

※市教委作成、健康状態と働き方を振り返る「セルフチェックシート」を活用し、Microsoft365 の集計ツールにてアンケートを実施する。

3. 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、県教育委員会が示す次期「学校における働き方改革取組計画」を参酌し、第 4 期甲賀市教育振興基本計画に基づき、本計画期間中の重点項目として以下の内容に取り組むこととする。また、教育委員会に「働き方改革推進会議」を設置し、計画の進捗状況を把握し、成果や課題を踏まえた計画の推進を図る。

「業務の 3 分類」等を踏まえた業務の見直し

㊦・・・新規 ㊧・・・拡充 ㊨・・・継続 ※実施年度は実施計画一覧表参照

■教育委員会が主体的に取り組む内容

イ 子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3 分類」㊩㊪㊫関係）

㊬体育科の水泳学習において、可能な地域から民間プール施設を利用し、プールの水質管理等の業務を軽減するとともに、学習内容を検討する。

㊭学習プリントや宿題の印刷・仕分け、小テストやドリルの採点補助、教室や

廊下の掲示物の張り替えや備品の整理等の業務を行うことにより、教職員の負担軽減を図るため、教員業務支援員を全ての小中学校に配置、拡充する。

業務内容

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">□授業に関すること<ul style="list-style-type: none">・プリント等の印刷や仕分け・提出物の確認・簡易な採点業務（小テストやドリル等）・教材作成・実技教科（実習等）の事前準備□事務に関すること<ul style="list-style-type: none">・会計や集計事務等の補助・家庭等への配付文書の印刷や仕分け□児童生徒に関わること（見守りや補助等）<ul style="list-style-type: none">・給食準備時や休み時間の見守り | <ul style="list-style-type: none">□掲示や整備に関すること<ul style="list-style-type: none">・名前シール作成・掲示物の張替え・文書のファイリングやシュレッダー・備品等の整理整頓□ICTに関すること<ul style="list-style-type: none">・学校だよりや学年通信の作成補助□その他<ul style="list-style-type: none">・来客対応や電話対応・草刈り作業や各種修理作業 |
|--|---|

教員業務支援員との協働の手引き（R5.12 文科省）より

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ㊦ SSR（スペシャルサポートルーム）の活用や教育支援センター（つばめ教室・やまびこサテライト教室）との連携及びスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、支援員を充実し、児童生徒一人ひとりに寄り添い、支援の行き届いていない児童生徒「0」を目指す。
- ㊦ 様々な障がいや日常的に医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する小中学校に対し、看護師や支援員を配置する。

ロ 業務の削減・効率化

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ㊦ 校務支援システムや Microsoft 365 の集計ツール、保護者連絡アプリ「すぐーる」の機能等を活用することによって、市から学校に発出する調査の回答にかかる事務負担を軽減する。

◇諸帳簿のデータ化やタブレットの利活用等による業務の負担軽減（教育DXの推進）

- ㊦ 出勤簿、年休簿、特休簿、職免簿、出張伺い及び復命のデータ処理・管理及び押印を廃止する。
- ㊦ 自動採点システムの市内公立中学校導入により採点業務を軽減する。
- ㊦ 指導要録をデータ化し管理するとともに押印を廃止する。
- ㊦ 児童生徒出席簿をデータ保管する。
- ㊦ 学校長の当初面談及び前期面談を Teams のオンライン会議で実施する。

㊦市役所301会議室及び甲南地域市民センター会議室に、校長会や教頭会、各種研修において教職員用タブレットが使用できるようWi-Fi環境を整備する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

㊦令和8年度から13年度で、休日の部活動及び平日の部活動の地域連携・地域展開を推進する。（令和8年度部活指導員14人から19人に増員）

㊦令和8年度から10年度で、平日部活動の活動終了時刻を、16時30分とする。

ハ 働きやすさの確保

◇音声メッセージ機能付き電話機を活用した、勤務時間外における外部からの電話等対応

㊦音声メッセージ等対応時間については、各校の退勤時間から翌日の出勤時間までとなるよう、段階的に対応時間を設定する。

◇学校給食費の徴収及び管理（「3分類」③関係）

㊦教育委員会事務局学校教育課学務給食係が、給食費の未納金徴収及び管理を担う。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

㊦学校での対応が困難な事案については、学びの多様化推進係を窓口とし、当該学校と連携しながら対応にあたる。

◇運動場や体育館の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

㊦運動場や体育館の地域開放施設の管理業務については、教育委員会事務局社会教育スポーツ課が行う。

■学校と教育委員会が連携して取り組む内容

イ 子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり

◇教育課程における年間スケジュール等の見直し

㊦教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するため、教育課程の見直しを行い、標準を上回らない年間総授業時数となるよう設定する。

㊦市内全小学校の成績評価を年2回（前期・後期）とし、十分な評価期間を確保し、成績業務を行う。（令和9年度より全小学校で実施）

㊦授業研究や各種研修の時間を確保し教育の質を高めるため、週2回5校時の日を設定するとともに、午前5校時制の実施を目指す。（小学校）

ロ 業務の削減・効率化

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

㊦学校運営協議会において、スクールガードや地域ボランティアを中心に保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進し、スクールガードの登録者数を増やす。

（令和11年度に児童一人当たりのスクールガード数を0.4人にする）

甲賀市スクールガード登録者数				単位：人
年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	1,398	1,268	1,486	1,353
スクールガード数	0.30	0.28	0.33	0.31

※スクールガード数…児童一人当たり

㊦地域学校協働本部による「ながら見守り」や「見守りボランティア」等地域の協力体制づくりを推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

㊦学校警察連絡協議会等において、児童生徒が補導された際は、迎え等保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

㊦学校は警察等関係機関から補導された児童生徒について連絡があった場合は保護者へ連絡し引き取り要請を行う。

㊦児童生徒の生命に関わる事案や「子どもの所在が分からない」といったことが発生した場合は、警察・消防へ通報または市役所（代表）に連絡する旨を各学校の学校通信や懇談要項等に記載し周知する。

ハ 働きやすさの確保

◇管理職による、教職員の正確な勤務状況の把握及び教職員の健康、福祉の確保

㊦各学校で「働き方推進計画」を立て、教職員が担う業務の適正化や実施状況の把握、効果的な取組の検証により計画の推進を図る。

㊦3箇月平均で時間外在校等時間が45時間以上の教職員については、「長時間労働が続いている方への『セルフチェックシート』」を記入し、学校長に提出する。また、80時間以上の教職員に対しては、産業医による面接指導を実施する。

㊦本市が実施する「ストレスチェック」の実施率を100%にする。また、実施後の集団分析の結果等を活用して、心理的安全性のある職場づくりを推進する。

- ⑧教職員のハラスメント対応を分掌化し、窓口を各校に設置する。また、窓口担当については、管理職以外の教職員を含めたチームで組織し、学期ごとに交代するなど、全教職員が相談しやすい体制づくりに努める。

5. 今後のフォローアップについて

- ・教育委員会においては、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長を中心とした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムの出退勤管理ツールで把握し、達成するための指導を行い学校経営等協議会等において、各校の効果的な取組事例を伝え、超勤縮減の推進を図る。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰り等が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・取組の着実な実行を図るため、市内各小中学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、甲賀市のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。

○具体的なフォローアップ

イ 子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり

- ・教員業務支援員の配置数・勤務時間・業務内容を把握・検証し、負担軽減効果が大きい業務（印刷・採点・掲示替え等）についての事例を共有する。
- ・年間授業時数の削減や教育課程の再構成によって確保された「時間的余裕」が、教員の授業準備・研修時間等にどの程度活用されているかを把握する。

ロ 業務の削減・効率化

- ・教育委員会は、スクールガードの登録者数等を年度ごとに点検し、登下校の見守り活動が積極的に地域で行われるよう、学校経営等協議会等において指導・助言を行う。

- ・部活動地域展開について、実践状況や課題（人材確保、経費負担、安全管理）を分析し、段階的な拡充計画を策定する。
- ・年休簿や特休簿、指導要録や出席簿等のデータ化・押印廃止の実施による業務負担軽減の状況を把握する。

ハ 働きやすさの確保

- ・時間外在校等時間 45 時間及び 80 時間以上の教職員数の推移、面接指導実施率を継続的に調査・集計する。
- ・各校において、ハラスメント対応窓口への相談件数や対応経過を分析し、再発防止策を検討する。

6. 業務量管理・健康確保措置実施計画のロードマップについて

「業務の3分類」等を踏まえた業務の見直し			令和8年度～令和11年度			
教育委員会が主体的に取り組む内容			(令和)			
3分類	イ 子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり		8年度	9年度	10年度	11年度
⑮⑯⑰	授業準備、 学習評価や成績処理	水泳学習の民間施設利用や学習内容の検討	土山・甲賀ブロックの小中学校（民間施設利用） 水泳学習の内容検討			
		成績評価（年2回）	R9～ 全小中学校にて実施			
		教育業務支援員の活用	R8～ 各校における支援員配置時間の拡充			
⑱	支援が必要な児童生徒 家庭への対応	SSRや教育支援センター、SSW、SCの活用	支援の行き届いていない児童生徒「0」			
		医療的ケア	看護師・支援員の配置			
ロ 業務の削減・効率化			(令和)			
⑥	調査・統計等への対応		校務支援システム・すぐーる			
	自動採点システムの導入や 校務支援システムの活用 (教育DX)	自動採点システムの活用（中学校）	R8～ 全中学校に導入			
		出勤簿、指導要録等のデータ管理・押印廃止	R8～ 全小中学校にて実施			
		学校長の面談のオンライン実施 庁舎のWi-Fi環境	R8～ 301会議室 甲南庁舎会議室			学校長面談 オンライン 会議
⑬	部活動	地域連携・展開	平日の部活動（連携） 休日の部活動（展開） ～R13			
		活動終了時刻	R8～R10 16時30分活動終了			

ハ 働きやすさの確保			(令和)			
			8年度	9年度	10年度	11年度
	音声メッセージ機能付き電話機の活用	音声メッセージ等の対応時間	継続	R8～ (長期休業期間) 通勤時間から 翌日出勤時間まで	R9～ 段階的に時間を設定	
③	学校給食費の徴収・管理		継続		学校教育課学務給食係	
⑤	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求		継続		学びの多様化推進係(窓口)	
⑨	運動場・体育館の管理		継続		教育総務課教育施設係	

学校と教育委員会が連携して取り組む内容			(令和)			
			8年度	9年度	10年度	11年度
	教育課程の編成	年間総授業時数	継続		標準時数を大きくを上回らない教育課程の編成	
		午前5校時制	継続	R8～	週2回5校時・午前5校時制の実証及び検討	
	産業医による面接指導の実施		継続		全小中学校にて実施	
	「ストレスチェック」の実施及び心理的安全性のある職場づくり		新規		R8～ 実施後の集団分析活用	
	各校におけるハラスメント対応の分掌化及び相談窓口の設置		継続		各校に窓口を設置	
①	登下校時の見守り活動	スクールガード登録者数	拡充		児童一人に0.4人	
		地域の協力体制	新規		ながら見守り・ボランティア	
②	放課後から夜間における校外の見回り活動	児童生徒の補導時対応	新規		保護者への連絡・引き取り	
		児童生徒の生命に関わる事案	新規		警察・消防等への通報・連絡	

甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 概要版

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

社会の急激な変化が進む中、子どもたちが未来において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の育成がより重要視されています。そのためには、現状の学校教育の改善や充実が求められており、本市では令和2年度から一人一台端末を活用した学習支援ソフト（オクリンク）、AIドリルなどさらなるICT教育の充実を図ってきました。加えて、学校が取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校に求められる役割も増大し、教職員の長時間勤務が社会問題となりました。そこで、教職員の超過勤務を解消し、子どもと向き合う時間を確保するとともに、誇りややりがいを感じ、心身ともに健康でいきいきと働ける職場づくりをすすめることから本計画を策定しました。

(2) 本市の現状

平成29年（2017年）12月策定の「甲賀市教育大綱（令和3年10月改定）に掲げる「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」を教育方針とし、平成31年（2019年）4月に制定された第3期甲賀市教育振興基本計画（令和5年11月一部改訂）を策定し、その計画において、滋賀県教育委員会が「学校における働き方改革取り組み方針」の中で示された「取組の5本柱」に関わり、本市教育委員会では以下の取組を進めてきました。

<令和7年度までの取組（継続）> ○学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実
☆年間スケジュールの見直し（学校行事、児童会生徒会行事など行事の精選）
☆学校閉校日の設定（夏季：8月10日～16日（7日間）、冬季：12月28日～1月4日（8日間））
☆教科専科指導員、特別支援員等の配置 ☆教育業務支援員の充実
☆学校運営共同実施の推進、地域学校事務室の設置 ☆校務支援システムの導入
☆出退勤の管理 ☆学校運営協議会の運営（地域住民による学校行事や学習活動の補助）
☆音声メッセージ機能付電話機の導入 ☆保護者連絡アプリ（すぐる）の導入
☆部活動指導員の配置 ☆スクールロイヤー事業の実施

○時間外在校等時間の状況

取組の成果

運動会や体育祭の半日開催、夏季・冬季における学校閉校日の設定、特別支援員や教育業務支援員等の充実、保護者連絡アプリの導入などによる業務の負担軽減と効率化が進みました。また、音声メッセージ機能付き電話機の活用も教職員の負担軽減となる大きな要因となっています。

取組の課題

生徒指導や教育相談、各種調査のとりまとめなど、多岐にわたる業務の負担が大きく、今後、業務の精選や学習支援員等の活用等、教職員の働きやすい環境づくりをさらに進めていくことが課題となっています。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする（※1年間時間外在校等時間を360時間以下にする）

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。
- ・「やりがいがある」「働きやすい」と回答する肯定的な割合をそれぞれ90%、80%以上にする。
- ・セルフチェックシートの「現在の健康等に係る状況について」の項目で「概ね健康です」の割合を100%にする。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度

4 実施する業務課量管理・健康確保措置の内容 ※実施計画より抜粋

「業務の3分類」等を踏まえた業務の見直し

イ・・・子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり ロ・・・業務の削減・効率化 ハ・・・働きやすさの確保

□教育委員会が主体的に取り組む内容

- (イ) ○体育科の水泳学習において可能な地域から民間プール施設を利用し、プールの水質管理等の業務を軽減するとともに、学習内容を検討します。
○教員業務支援員を市内公立全小中学校に配置、拡充し、事務負担を軽減します。
○SSR等の活用やSSWやSC、支援員を充実し、支援も行き届いていない児童生徒「0」を目指します。
○障がいや医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する市内公立小中学校に対し、看護師や支援員を配置します。
- (ロ) ○諸帳簿をデータ化するとともに、出勤簿や年休簿等の押印を廃止します。
○休日の部活動を地域で行うことを目指し、平日の部活動の地域連携・地域展開を推進します。
- (ハ) ○音声メッセージ機能付電話機を活用し、勤務時間外に電話応対する必要がないようにします。
○市内公立小中学校の学校給食費は、教育委員会が未納金徴収及び管理を行います。
○運動場や体育館の地域開放施設の管理業務については、教育委員会が行います。

□学校と教育委員会が連携して取り組む内容

- (イ) ○各学校の教育課程を見直し、標準を上回らない時数となるよう設定します。
○市内全小中学校の成績評価を年2回（前期・後期）とし、十分な評価期間を確保し、成績業務を行います。
○週2回5校時の日を設定するとともに、午前5校時制の実施を目指します。（小学校）
- (ロ) ○スクールガードや地域ボランティアを中心に、通学路の見守り活動を推進します。
○児童生徒が補導された際は、迎え等保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。
- (ハ) ○各学校で「働き方推進計画」に沿った、教職員が担う業務の適正化や実施状況の把握、効果的な取組の検証により計画の推進を図ります。
○3箇月平均で時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、産業医による面接指導を実施します。
○「ストレスチェック」の実施率を100%にするとともに、教職員のハラスメント対応窓口を各校に設置します。

5 今後のフォローアップについて ※実施計画より抜粋

- ・出勤時間にかかる目標の達成状況を把握し、各校の効果的な取組事例を活用し、超勤縮減の推進を図ります。
- ・取組の着実な実行を図るため、市内公立各小中学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、甲賀市のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告します。

具体的なフォローアップ

- (イ) ・教員業務支援員の配置数・勤務時間・業務内容を把握し、負担軽減効果が大きい業務（印刷・採点・掲示替等）についての事例を共有します。
・年間授業時数の削減や教育課程の再構成によって確保された「時間的余裕」が、教員の授業準備・研修時間等どの程度活用されているかを把握します。
- (ロ) ・スクールガードの登録者数等を年度ごとに点検し、登下校の見守り活動が積極的に地域で行われるよう、校長会において指導・助言を行います。
・部活動地域展開について、実践状況や課題を分析し、段階的な拡充計画を策定します。
・年休簿や特休簿、指導要録や出席簿等のデータ化・押印廃止の実施による業務負担軽減の状況を把握します。
- (ハ) ・時間外在校等時間45時間及び80時間以上の教職員数の推移、面接指導実施率を継続的に調査・集計します。
・各校において、ハラスメント対応窓口への相談件数や対応経過を分析し、再発防止策を検討します。

(写)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を踏まえた政省令の改正、指針の改正及び法施行に向けた留意事項についてお知らせします。

7文科初第1404号
令和7年9月26日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学事務次官
増子 宏

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）

本年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和7年6月18日7文科初第793号文部科学事務次官通知。以下「公布通知」という。）で示したとおり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることとなりました。

これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第333号。以下「給特法等改正法整備政令」という。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令（令和7年文部科学省令第24号。以下「給特法施行規則等一部改正省令」という。）を公布しましたので、お知らせします（別添1及び別添2）。

あわせて、給特法等一部改正法第1条により新設した給特法第8条第1項において、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「計画」という。）を定めるものとしたこと等を踏まえ、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号。）を全部改正し、公示しました（令和7年文部科学省告示第114号。以下「指針」という。）（別添3）。

給特法等改正法整備政令、給特法施行規則等一部改正省令及び指針の内容並びに給特法等一部改正法等に係る留意事項を下記のとおりお示ししますので、十分に御了知の上、適切に対応されるようお願いいたします。

文部科学省としては今後とも、必要な条件整備をはじめとして、学校と社会の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、教師を取り巻く環境整備の取組を総合的に進めてまいります。また、各教育委員会への改正法令等の趣旨の説明や、業務量管理・健康確保措置の効果的な実施に資する情報の提供等の助言等を行う予定ですので、その際には御協力をお願いいたします。

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、今後、これらの改正法令等の趣旨を踏まえ、教師を取り巻く環境整備に努めていただくとともに、地方公共団体の長及び関係部局にも共有し、連携して取り組んでいただくようお願いいたします。

また、各都道府県知事及び指定都市市長におかれては、給特法等一部改正法第1条により新設した給特法第8条第3項において、教育委員会に対して、計画を策定・変更した際の総合教育会議への報告が義務付けられたことを踏まえ、より一層、教育委員会との連携を図っていただき、地方公共団体全体として教師を取り巻く環境整備に取り組んでいただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図り、十分な指導・助言に努めていただくとともに、本件について域内の市（指定都市を除く。）区町村が設置する学校及び当該市区町村の首長部局に対して周知が図られるよう配慮をお願いします。

各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いいたします。

加えて、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を設置する国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、本改正の趣旨及び内容を周知していただくよう配慮願います。

なお、給特法等一部改正法については、関係資料とともに文部科学省のホームページに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

記

第1 給特法等改正法整備政令の内容

主務教諭の創設等に伴い、関係政令の規定に所要の整備を行うもの。

第2 給特法施行規則等一部改正省令の内容

1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和2年文部科学省令第26号。以下「給特法施行規則」という。）の一部改正

（1）給特法施行規則第1条の改正について

給特法等一部改正法第1条において、給特法第5条に第2項を新設したこと等を踏まえ、所要の整理を行うもの。

（2）給特法施行規則第7条の新設について

給特法等一部改正法第1条において新設した給特法第8条第4項において、教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、計画の実施状況を公表することとされているところ、この公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、給特法第8条第2項第1号に掲げる目標の達成状況を含むものとすること。

2 教育公務員特例法施行規則（令和4年文部科学省令第21号。以下「教特法施行規則」という。）の一部改正

（1）義務教育等教員特別手当について

給特法等一部改正法第4条による改正後の教特法第13条において、義務教育等教員特別手当は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類である校務類型に応じて支給することとされているところ、当該基準は、次に掲げる校務の種類とすること。

一 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

二 一に掲げるもの以外の校務

（2）中堅教諭等資質向上研修について

給特法等一部改正法において、教特法第24条第1項で規定される中堅教諭等資質向上研修の対象者に主務教諭が加えられたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

第3 指針の改正について

服務監督教育委員会は、指針の内容に即して、計画を定めることとされているところ、指針第2章第2節において、計画の策定等に関する事項を規定するなど、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を改めるもの。

第4 留意事項

1 学校における働き方改革を推進するための計画の策定等について

(1) 計画の策定等について

指針第2章第2節において、計画の策定等に関する事項を規定しており、服務監督教育委員会は、同節をはじめとする指針の内容に即して、計画を定め、実施する必要があること。

計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法については、指針の内容に即して、地域の実情に応じて決めていただくものとしていること。その際、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化に当たっては、指針の第2章第3節(2)で掲げる業務(「学校と教師の業務の3分類(別添4)」)のほか、地域や学校ごとの議論を踏まえて、保護者や地域住民等との連携・協働を図り、業務を不断に見直すことが必要であること。

計画の策定に当たっては、文部科学省が各教育委員会に対し情報の提供等の助言等の必要な支援を行う予定であること。計画の策定にかかる事務負担を軽減しつつ、地域の実情に応じた実効性のある計画策定を支援する観点から、一つの参考例として、「業務量管理・健康確保措置実施計画(例)」(別添5)を作成したので、参考とされたいこと。このほか、本指針の内容に関する詳細については、別途Q&Aとしてお示しするので、適宜参照されたいこと。

また計画の策定は、その策定が目的なのではなく、各服務監督教育委員会における学校の働き方改革の現状を可視化した上で、給特法等一部改正法で新たに設けられた仕組みを通じて、首長部局や保護者・地域住民等と課題を共有し、取組を進めるために行うものであること。

なお、各教育委員会における計画の策定状況等については、今後フォローアップを行う予定であること。また、給特法等一部改正法附則第6条においては、法施行後2年を目途として、教育職員の勤務の状況について調査を行い、必要な措置を講じる旨、規定されていること。

(2) 教育職員が業務を行う時間の考え方及び上限の原則等について

計画に目標を定めるに当たっては、政府として、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減するとの目標は、各教育職員において1箇月時間外在校等時間が30時間となるまで業務を行うことを推奨する

ものと解してはならず、 サービス監督教育委員会においては、教育職員の健康及び福祉を確保する観点から、一層の時間外在校等時間の縮減に取り組んでいただきたいこと。 なお、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減するとの目標は、 文部科学省が令和4年度に実施した調査の結果を基に、1箇月時間外在校等時間が45時間となる水準を超えていた者が全て45時間相当になったときを想定して試算した場合、教育職員一人当たりの1箇月時間外在校等時間の平均が30時間程度となることを踏まえたものであること。

また、指針第1章第3節において、教育職員が業務を行う時間の考え方及び上限の原則等を規定しており、1箇月時間外在校等時間及び1年間時間外在校等時間の上限の原則は、改正前の指針から内容を変更していないこと。

時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することが目的化し、休憩時間、並びに週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することはあってはならないこと。 また、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ると考えられるため、適切に対応する必要があること。また、時間外在校等時間の上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないこと。

また、指針に掲げる措置は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象としているが、事務職員をはじめとするそれ以外の職員についても、校務運営を円滑に進めるために欠かせない職員であることから、各教育委員会においては、共同学校事務室の設置や事務職員の研修の実施等に努めるとともに、校長等の学校の管理職においては、組織マネジメントを適切に行うことにより、事務職員等を含めた教職員一人一人が働きやすい職場環境を構築することが重要であること。

(3) サービス監督教育委員会等の責務について

サービス監督教育委員会及び学校の校長は、教育職員の心身の健康を損なうことがないように注意する安全配慮義務があり、安全配慮義務違反が認められる場合、状況によっては損害を賠償する責任を負う可能性もあること。 教育職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際には、サービス監督教育委員会及び学校の校長は速やかに調査を行い、再発防止に向けた取組を講ずること。

サービス監督教育委員会は、教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、校長等の学校の管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援等を実施すること。

なお、服務監督教育委員会が、教育職員の時間外在校等時間が長時間となっている学校等に情報の提供等の助言等の必要な支援を行い、改善策の実施の支援等を行った事例として、

- ・学校への定期訪問や管理職ヒアリング等において、毎月の時間外在校等時間の状況を踏まえた支援・指導を実施した事例や、
- ・時間外在校等時間が長い学校に対する時間外在校等時間が短い学校の好事例等の共有等により、教育職員の時間外在校等時間の縮減を図った事例

などがあるところ、時間外在校等時間が長い教育職員への支援・指導に関する取組を進める上で参考にされたいこと。

服務監督教育委員会は、学校又は教育職員の業務の分担の見直しや適正化を進めるに当たって、学校徴収金の公会計化等の地方公共団体が主体となる取組の推進や、支援スタッフ等の充実に係る予算措置等、引き続き主体的な役割を果たす必要があること。その際、総合教育会議における協議等を通じて、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図るとともに、医療・福祉等に関する専門スタッフの連携・協働やデジタル技術の活用、外部委託の促進について、地方公共団体の関係部局及び関係機関による積極的な参画の促進に努めること。

(4) 学校評価について

給特法等一部改正法第2条による改正後の学校教育法（昭和22年法律第26号）第42条第2項により、地方公共団体の設置する学校において、学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置（以下「改善措置」という。）を講ずるに当たっては、当該地方公共団体の教育委員会が定めた計画に適合するものとなるようにしなければならないこととされた。これにより、地方公共団体の設置する学校において改善措置を講じるに当たっては、計画に定められている時間外在校等時間の目標などと整合性のある取組とする必要があること。

なお、学校教育法に基づく学校評価は、学校運営の改善により教育の質の向上を図るための重要な取組であり、評価の実施そのものが目的化してしまわないよう、実効性のあるものとするのが重要であるが、今回の改正は、改善措置により業務量が単純に増加して教師の多忙化に影響することのないよう、制限のない業務の積み上がりを防ぐ趣旨のものである。学校評価の評価項目に、計画に対応した項目を設けることを義務付けるものではないが、各学校において学校評価を行うに当たっては、学校等の実情に応じて、働き方改革の観点も踏まえた評価とすることや、保護者や地域住民等の学校関係者による評価を通じて保護者や地域と学校の連携を進めることは、働き方改革を進める上でも有効であること。

各学校におけるこれらの取組の推進に当たっては、「学校評価関係資料」（別添6）も参考にされたいこと。

2 教員給与の取扱いについて

(1) 教職調整額の引き上げについて

①教職調整額の引上げの趣旨について

今般の給特法等一部改正法による教職調整額の引上げ等による教師の処遇改善は、高度専門職である教師にふさわしい処遇の実現を図り、もって教師に優れた人材を確保することで、高度専門職である教師が社会から求められる重要な職責を果たしながら、全ての子供たちへのよりよい教育を実現するためのものであること。

②指導改善研修被認定者に係る教職調整額の取扱い等について

給特法等一部改正法により、令和12年度までに教職調整額の基準となる率を10%に引き上げるとともに、指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）については教職調整額を支給しないこととされた。今回の法改正の趣旨も踏まえ、教職調整額の支給については適切に行うこと。

給特法等一部改正法により、指導改善研修被認定者について、教職調整額を支給しないこととするとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定の適用について必要な読替規定を定めており、こうした規定を踏まえた運用が求められること。特に、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合を除き、指導改善研修被認定者に時間外勤務を命じることはできないことに留意すること。

また、今回の法改正を踏まえ、今後、教育公務員特例法第25条第1項又は第4項の認定と指導改善研修の開始又は終了の時期や、同条第2項の延長と同条第4項の認定の関係などについて整理して「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」（平成20年2月8日（令和4年8月31日一部改定））を改定する予定であり、参考にされたいこと。また、今後のガイドラインの改定等を踏まえ、必要に応じて教育委員会規則等における関係規定の見直しを行うこと。なお、指導改善研修は、教師の職務が、児童等に対して日常的に授業を行うものであり、その指導が心身ともに発達段階にある児童等に対して、直接的かつ将来にわたって大きな影響を及ぼすものであることを踏まえ、指導が不適切な状態が生じている時点において、その状態を改善すべく、適切に対処することが重要であることから、適切に実施しなければならないものであること。

月の途中から教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者又は月の途中で教育公務員特例法第25条第4項の規定による認定を受けた者への当該月の教職調整額の支給については、教職調整額が本給相当であることを考慮すること。

また、教職調整額は退職手当の算定の基礎となるが、退職手当は長期勤続又は在職中の功績・功労に対する報償、退職後の生活を保障する目的で支払われる給付などの趣旨を有するものであることを踏まえ、指導改善研修被認定者が退職する場合、その取扱いについて留意すること。

③幼稚園教員等に係る教職調整額の取扱い等について

給特法等一部改正法第1条による改正後の給特法第3条の規定により、公立幼稚園の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師並びに実習助手及び寄宿舎指導員に対しては教職調整額を支給しなければならないこととされているとともに、教育公務員特例法第13条第1項に基づき、公立幼稚園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「幼稚園教員」）の給与については、条例に基づきその職務と責任の特殊性にふさわしい給料表が適用されるべきものであり、同条第2項により幼稚園教員は義務教育等教員特別手当の支給対象となっていること。

各都道府県・指定都市においては、設置する学校の幼稚園教員について上記の給与上の措置を適切に講ずるとともに、給与上これらの措置が講じられていない市町村に対して、幼稚園教員の給与制度にのっとり、十分な指導をされたいこと。文部科学省においては、教職調整額の支給状況について、別途把握する予定としていること。

なお、公立の幼稚園教員については、保育所及び幼保連携型認定こども園の職員と同様に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づいて処遇の改善に資するための財政措置が講じられている。

(2) 主務教諭の職の設置を踏まえた適切な給与について

今般、3.にあるとおり、新たな職として主務教諭の職を置くことができることとするが、主務教諭の職務を踏まえ、主務教諭の設置に伴う新たな級の創設による適切な処遇についても検討されたいこと。また、主務教諭の設置に関わらず、教諭の職務内容・職責に変更がないことを踏まえ、関係法令にのっとり適切な教諭の給与水準の確保に努めること。

なお、これに伴う義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定については、令和8年度以降、所要の変更を予定していること。

(3) 義務教育等教員特別手当の支給について

義務教育等教員特別手当の支給に当たっては、給特法等一部改正法第4条による改正後の給特法第13条の規定により、校務類型に応じて支給するものとし、その額は、校務類型にかかる業務の困難性その他の事情を考慮して、条例で定めることとされているとともに、文部科学省令において、校務類型に係る基準を定めていること等を勘案しつつ、引き続き関係法令にのっとり適切な給与水準の確保に努めること。なお、今般の改正は、これまで一律に算定されていた義務教育等教員特別手当の額について、その額を校務類型に係る困難性その他の事情を考慮し、それに応じて算定することとするものであり、特定の校務類型を担当する教員に限り義務教育等教員特別手当を支給するという趣旨ではない。

また、文部科学省令で規定した校務類型の一つである学級担任とは、基礎的な学習集団の単位である学級における生活指導や教科指導を担当する業務を指すこと。義務教育等教員特別手当の国庫負担金の限度額算定では、こうした業務を1学級当たりで評価することとし、学級の数为基础に算定することとしているが、学校における学級運営の方法を規定するものではないこと。複数担任制などによる学級運営を行っている実態がある場合には、その実態に即した義務教育等教員特別手当の支給額を条例において定めることは差し支えないこと。

(4) 臨時的任用職員の給与について

公立学校の教員を含め、地方公務員の給与については、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、条例で定めることとされている。その上で、臨時的任用職員の給与の決定に当たっては、「会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル」（令和7年8月 総務省自治行政局公務員部作成）において、「常勤職員に適用される給料表及び初任給基準に基づき、学歴免許等の資格や経験年数を考慮して適切に決定することとなります。したがって、常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けを行ったり、各級の最高号給未満の水準を上限として設定したりするといった取扱いは改める必要があることに留意ください。」とされており、今般の教職調整額の基準となる率の引上げを含む教師の処遇改善の趣旨を踏まえ、改めて、適切に対応すること。なお、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定に当たっては、教諭、講師などの職ごとの数を踏まえて行うこととしている。

3 主務教諭の職の設置について

(1) 主務教諭の職の設置の趣旨について

近年、学校が組織的に対応すべき事象が多様化・複雑化していることや、これを踏まえ、学校内外との連絡・調整に関する業務が増加していることに鑑み、組織的・機動的な学校運営体制の充実を図るため、新たな職として主務教諭を置くことができることとしたものであること。

(2) 主務教諭の設置及びその処遇等について

主務教諭は、任意に設置することができる職であり、その設置については、学校や地域の状況を踏まえ、各教育委員会において適切に判断されるものであるが、組織的・機動的な学校運営体制の充実を図るという趣旨を踏まえ、その設置について検討されたいこと。

(3) 主務教諭の職務について

主務教諭の職務は、児童の教育をつかさどり、及び校長等から命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものであり、担当する教育活動に関して核となって調整を行うことが想定されること。例

えば、教育相談や特別支援教育に関する連絡調整などの児童生徒への必要な対応や、校内研修、学校安全、情報教育、道徳教育といった学校横断的な取組への対応などについて担当し、教職員間の総合的な調整を行うことが考えられること。

このため、一定の経験、知識等を有する教諭のうち、こうした役割を担うことができる教諭が主務教諭として任用されることになると考えられること。なお、ここで言う「知識等を有する」には、心理や福祉に関する資格等を活用するなどして、特定の学校教育活動の核となって役割を担っているような場合や、教職大学院を修了し高度な専門的職業能力を身につけているような場合なども含みうると考えられること。

(4) 主務教諭を含む学校における校務全体のマネジメントについて

主務教諭の職が適切に機能し、教職員間の連携・協働が円滑かつ効果的に行われるよう、主務教諭のみに業務が集中することのないよう留意しつつ、主務教諭の配置により、学校の組織的・機動的な学校運営体制の充実が図られ、若手教師の支援にもつながることや、学校全体の業務をより効率的に行うことが可能となることが期待されることを踏まえ、校長等はその権限において学校全体の校務のマネジメントに取り組んでいただきたいこと。

4 人事評価制度の運用について

給特法等一部改正法を踏まえ、教師がその職務等の特殊性を発揮し、生き生きと働く環境を整備することが必要であり、そのためには、地方公務員法に基づく人事評価を適正に実施し、その結果を活用することが、教職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能率の向上につなげていく観点から重要であること。その際、勤勉手当の支給や昇給等について、人事評価の結果を反映させずに一律に行う等、地方公務員法の趣旨に反する運用がある場合には、速やかな是正を図る必要があるため、すべての教育委員会において、地方公務員法の規定及びその趣旨にのっとり、人事評価を活用した人事管理の速やかな実施が求められること。

また、人事評価結果の活用を通じ、人材育成につなげていくことも求められること。具体的には、教育委員会においては、校長等の管理職に対する評価者研修の充実を図るとともに、管理職としての人材育成の観点や、服務監督教育委員会が定める計画を踏まえて取り組む教職員の健康及び福祉の確保、教職員の仕事と生活の調和の実現の観点から、その評価項目に教職員の勤務実態を踏まえた業務全般の見直し・縮減、各教職員の業務分担の見直しや適正化・標準化、効率的・効果的な組織運営、教職員の健康及び福祉に配慮した職場環境整備などの学校における働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、管理職としての資質能力の向上につながる適切な指導を行うこと。

さらに、教職員の人事評価において、管理職の学校全体の運営方針も踏まえ、教職員一人一人が業務改善等を進める意識を持つような工夫を図ること。

その他、人事評価制度の適切な運用に向けて、「公立学校の教師の人事評価について」（別添7）も適宜参照されたいこと。

【別添1】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第333号） 改正資料

【別添2】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令（令和7年文部科学省令第24号） 改正資料

【別添3】 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年文部科学省告示第114号） ※令和7年9月25日改正

【別添4】 学校と教師の業務の3分類

【別添5】 業務量管理・健康確保措置実施計画（例）

【別添6】 学校評価関係資料

【別添7】 公立学校の教師の人事評価について

【参考資料】 給特法等一部改正法 広報資料

【参考】

（文部科学省ホームページ：教師を取り巻く環境整備について（学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教師の処遇改善）

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_q.htm



【本件連絡先】

（第1、第2の1、2（2）、第3、第4の1、3、4について）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育公務員係

電話：03-5253-4111（内線2588）

（上記以外の内容について）

文部科学省初等中等教育局

財務課企画調査係

電話：03-5253-4111（内線5786）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について【概要】

改正の趣旨

- 令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことに伴い、関係政令の整備を行うもの。

改正の概要

＜公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令の一部改正＞

- 改正給特法第5条第2項の規定により読み替えて適用する読替後労働基準法第32条の4第3項において、指導改善研修被認定者については、文部科学大臣が、政令で定める審議会等の意見を聞いて、文部科学省令で対象期間における労働日数の限度、労働時間の限度等を定めることができることとされている。これを踏まえ、政令で定める審議会等を中央教育審議会とすること。

＜文部科学省組織令及び中央教育審議会令の一部改正＞

- 改正給特法第5条第2項により読み替えて適用する読替後労働基準法第32条の4第3項に係る事務を、中央教育審議会がつかさどる事務に加えるとともに、当該事項を処理する分科会を初等中等教育分科会とすること。

＜公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部改正＞

- 義務標準法第17条等において、教職員の数を、教職員で短時間勤務の職を占める者の数に換算することができるものとされており、義務標準法施行令第9条等においてその換算の方法が定められている。主務教諭の創設に伴い、その換算の対象に主務教諭を追加すること。

＜その他＞

- その他、主務教諭の創設に伴う文言の追加等、所要の改正を行うこと。

施行期日

- 施行日は、第1条及び第7条については令和8年1月1日、その他の規定については令和8年4月1日とする。

※令和7年9月19日（金）閣議決定

政令第三百三十三号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令の一部改正）

第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令（令和元年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第二条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項（見出しを含む。）中「教諭等に」を「中堅教諭等に」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

- 一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二十二号）第九条第一項

- 二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）第三条第一項

- 三 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第五号、第十一号及び第十九号

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第四条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号から第四号までの規定中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加え、同項第五号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「主務栄養教諭」を加える。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第五条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第一号から第四号までの規定中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加え、同項第五号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「主務栄養教諭」を加える。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正)

第六条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第四条の項及び第七条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

(文部科学省組織令及び中央教育審議会令の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

- 一 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第七十六条第一項第五号
- 二 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第五号

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第七条の規定は、同年一月一日から施行する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表 目次

○	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令（令和元年政令第九十八号）（第一条関係）	1
○	教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（第二条関係）	2
○	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（第三条関係）	3
○	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（第三条関係）	5
○	義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第五百五十七号）（第三条関係）	6
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第四条関係）	9
○	地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（第五条関係）	10
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）（第六条関係）	11
○	文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（第七条関係）	13
○	中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（第七条関係）	15

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令（令和元年政令第九十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。</p>	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （幼稚園等の中堅教諭等に対する中堅教諭等資質向上 研修の特例）</p> <p>4 法附則第六条第一項に規定する幼稚園等の中堅教諭等についての第四条第二号及び第五号並びに前項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「研修実施者」とあるのは、「研修実施者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚園部の中堅教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の中堅教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）」とする。</p>	<p>附則 （幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例）</p> <p>4 法附則第六条第一項に規定する幼稚園等の教諭等についての第四条第二号及び第五号並びに前項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「研修実施者」とあるのは、「研修実施者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚園部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）」とする。</p>

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（第三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第九条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第九条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

2

(略)

2

(略)

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第三条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）<u>、実習助手又は事務職員の別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</u></p> <p>一・二（略）</p>	<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第三条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）<u>、実習助手又は事務職員の別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</u></u></p> <p>一・二（略）</p>

○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（第十三号において「校長及び教諭等」という。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定による休業をしている者及び標準法第十八条第一号に</p>	<p>（定義） 第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（第十三号において「校長及び教諭等」という。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定による休業をしている者及び標準法第十八条第一号に掲げる者（</p>

掲げる者（以下「産前産後休業者等」という。）の実数の合計数から地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六〇十（略）

十一 都道府県特別支援学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十二〇十八（略）

十九 指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき

以下「産前産後休業者等」という。）の実数の合計数から地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六〇十（略）

十一 都道府県特別支援学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十二〇十八（略）

十九 指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十

標準法第十条第一項の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

条第一項の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

改正案	現行
<p>第二十四条（略）</p> <p>2 準用通則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手</p> <p>四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>六（略）</p>	<p>第二十四条（略）</p> <p>2 準用通則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手</p> <p>四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>六（略）</p>

改正案	現行
<p>（部局の長の範囲等） 第二十二條（略） 2 法第七十三條に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び実習助手</p> <p>四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手</p> <p>五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>六（略）</p>	<p>（部局の長の範囲等） 第二十二條（略） 2 法第七十三條に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手</p> <p>四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭</p> <p>六（略）</p>

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

			改 正 案
(略)	第四条	読み替える学校保健安全法の規定	<p>（幼保連携型認定こども園について準用する学校保健安全法の規定の読替え）</p> <p>第五条 法第二十七条の規定により幼保連携型認定こども園について学校保健安全法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
	児童生徒等	読み替えられる字句	
	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児（以下「園児」という。）</p>		
(略)	第四条	読み替える学校保健安全法の規定	<p>（幼保連携型認定こども園について準用する学校保健安全法の規定の読替え）</p> <p>第五条 法第二十七条の規定により幼保連携型認定こども園について学校保健安全法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
	児童生徒等	読み替えられる字句	
	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）</p>		

第七条 法第二十七条において準用する学校保健安全法第十九条の規定による出席停止の手続については、学校保健安全法施行令第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第六条第一項中「校長」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条及び次条において「認定こども園法」という。）第十四条第一項に規定する園長（次条において「園長」という。）」と、「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは「認定こども園法第十四条第七項に規定する園児の保護者（認定こども園法第二条第十項に規定する保護者をいう。）」と、同条第二項及び同令第七条中「文部科学省令」とあるのは「認定こども園法第三十六条第二項に規定する主務省令」と、同条中「校長」とあるのは「園長」と、「学校」とあるのは「認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

第七条 法第二十七条において準用する学校保健安全法第十九条の規定による出席停止の手続については、学校保健安全法施行令第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第六条第一項中「校長」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条及び次条において「認定こども園法」という。）第十四条第一項に規定する園長（次条において「園長」という。）」と、「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは「認定こども園法第十四条第六項に規定する園児の保護者（認定こども園法第二条第十項に規定する保護者をいう。）」と、同条第二項及び同令第七条中「文部科学省令」とあるのは「認定こども園法第三十六条第二項に規定する主務省令」と、同条中「校長」とあるのは「園長」と、「学校」とあるのは「認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（中央教育審議会） 第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）<u>第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）</u>第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）<u>第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）</u>、<u>教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）</u>、<u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）</u>第十六条の二第三項、<u>学校教育法、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）</u>並びに<u>日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）</u>第十五条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>（中央教育審議会） 第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）<u>第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）</u>第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）<u>第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）</u>、<u>教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）</u>、<u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）</u>第十六条の二第三項、<u>学校教育法、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）</u>及び<u>日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）</u>第十五条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2 六
(略) (略)

2 六
(略) (略)

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>名称</p>	<p>名称</p>	<p>（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
	<p>所掌事務</p>	<p>所掌事務</p>	
<p>教育制度分科会</p>	<p>一・二（略）</p>	<p>教育制度分科会</p>	<p>一・二（略）</p>
<p>生涯学習分科会</p>	<p>一～五（略）</p>	<p>生涯学習分科会</p>	<p>一～五（略）</p>
<p>初等中等教育分科会</p>	<p>一～四（略） 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興</p>	<p>初等中等教育分科会</p>	<p>一～四（略） 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年</p>

2 ～ 6 (略)	大学分科会	
	一～三 (略)	<p>法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九條第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>六 (略)</p>

2 ～ 6 (略)	大学分科会	
	一～三 (略)	<p>法律第百八十六号）第九條第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>六 (略)</p>

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令 について【概要】

改正の背景

○ 令和 7 年 6 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことに伴い、関係省令の整備を行うもの。

概要

① 給特法等一部改正法による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 8 条第 4 項において、服務監督教育委員会が文部科学省令で定めるところにより業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表することとされた。

これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和 2 年文部科学省令第 26 号）を改正し、各教育委員会が行う業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること等を定める。

② 給特法等一部改正法による改正後の教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号。以下「改正教特法」という。）第 13 条第 2 項において、義務教育等特別手当は、分掌する校務の類型に応じて支給し、当該類型は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされた。

これを踏まえ、教育公務員特例法施行規則（令和 4 年文部科学省令第 21 号）を改正し、校務の類型として、①学級を担任する業務、②学級を担任する業務以外の校務を定める。

③ 改正教特法第 24 条第 1 項において、中堅教諭等資質向上研修の対象者に主務教諭が加えられたことを踏まえ、所要の改正を行う。

④ その他、所要の改正を行う。

施行期日

○ 施行日は、一部の規定を除き、令和 8 年 4 月 1 日とする。

○文部科学省令第二十四号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条第四項並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十三条第二項及び第二十四条第一項の規定に基づき、並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を実施するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十五日

文部科学大臣 阿部 俊子

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和二年文部科学省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(対象期間を含む期間等)</p> <p>第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下この項、<u>第六条第一項及び第七条</u>において「法」という。)</p> <p>第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法(以下「<u>読替え後の労働基準法</u>」という。)第三十二条の四第一項第二号の対象期間(以下単に「<u>対象期間</u>」という。)を定めるに当たっては、当該対象期間には、<u>読替え後の労働基準法第三十二条の四の規定により労働させる教育職員(法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)</u>の所属する学校を設置する市(特別区を含む。)町村又は都道府県の教育委員会が学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間(次項において「<u>長期休業期間等</u>」という。)を含めるものとする。</p> <p>2 「略」</p> <p>(法第八条第四項の規定による公表)</p> <p>第七条 法第八条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、同条第二項第一号に掲げる目標の達成状況を含むものとする。</p>
改正前	<p>(対象期間を含む期間等)</p> <p>第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下この項及び<u>第六条第一項</u>において「法」という。)第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法(以下「<u>読替え後の労働基準法</u>」という。)第三十二条の四第一項第二号の対象期間(以下単に「<u>対象期間</u>」という。)を定めるに当たっては、当該対象期間には、<u>読替え後の労働基準法第三十二条の四の規定により労働させる教育職員(法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)</u>の所属する学校を設置する市(特別区を含む。)町村又は都道府県の教育委員会が学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間(次項において「<u>長期休業期間等</u>」という。)を含めるものとする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>
備考	<p>表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>

（教育公務員特例法施行規則の一部改正）

第二条 教育公務員特例法施行規則（令和四年文部科学省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準)</p> <p>第一条 教育公務員特例法(以下「法」という。)第十三条第二項の文部科学省令で定める基準は、次の各号に掲げる校務の種類とする。</p> <p>一 学級(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担任する業務</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の校務</p> <p>第一条の二 法第二十二條の四第二項第六号に規定する研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 四 「略」</p>
改正前	<p>「条を加える。」</p> <p>第一条 教育公務員特例法(以下「法」という。)第二十二條の四第二項第六号に規定する研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 四 「略」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三条 教育公務員特例法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条の二 法第二十二條の四第二項第六号に規定する研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 公立の小学校等（法第十二條第一項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（法第二十一條第二項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修実施者（法第二十條第一項に規定する研修実施者をいう。第四号及び第三條の二において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の關係機關との連携に關する事項</p> <p>二 四 「略」</p> <p>（法第二十四條第一項の文部科学省令で定める者）</p> <p>第三條の二 法第二十四條第一項に規定する公立の小学校等における教育に關し相當の経験を有する者として文部科学省令で定めるものは、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たす上で必要な経験を有する者として研修実施者が定める者とする。</p>	<p>第一条の二 法第二十二條の四第二項第六号に規定する研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 公立の小学校等（法第十二條第一項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（法第二十一條第二項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修実施者（法第二十條第一項に規定する研修実施者をいう。第四号において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の關係機關との連携に關する事項</p> <p>二 四 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則第一条の改正規定及び第二条の規定は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第百十四号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項の規定に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）の全部を改正する指針を次のように定める。

令和七年九月二十五日

文部科学大臣 阿部 俊子

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

目次

第1章 総則

第1節 趣旨

第2節 対象の範囲

第3節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第1節 上限方針の策定等

第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たつての留意事項

第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の變形労働時間制

第1節 目的

第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の變形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置

第4章 文部科学省の取組について

附則

第1章 総則

第1節 趣旨

近年、我が国の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。教育職員の勤務状況を改善し、健

康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようににより、教育職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっている。また、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定（以下「36協定」という。）について時間外労働の限度時間が規定された。

公立学校の教育職員については、正規の勤務時間（給特法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この節及び第3節において同じ。）外に行われる公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（同令第1号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものではないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

令和2年に本指針において教育職員が業務を行う時間の上限を示し、1箇月時間外在校等時間（第3節(2)イに規定する1箇月時間外在校等時間をいう。）は減少傾向にあるものの、依然として業務が長時間に及ぶ教育職員も多く、各教育委員会や各学校における取組状況に差が見られるなどの課題がある。給特法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令にのっとり教育職員の勤務時間管理及び健康管理等を行うとともに、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を徹底し、教育職員の心身の健康を損なうことがないようによう注意する安全配慮義務があり、時間外在校等時間が特に長時間となっている教育職員に対して、より実効的な手立てを講ずる必要がある。また、業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教育職員が行う業務全体を縮減していく姿勢が必要である。

その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教育職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教育職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要である。教育職員を取り巻く環境整備に向けた総

合的な方策を進める必要がある中、学校における働き方改革を一層推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）において新たに設けられた給特法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下単に「実施計画」という。）の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要である。

本指針は、こうしたことを踏まえ、給特法第7条第1項に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものである。

第2節 対象の範囲

- (1) 本指針は、服務監督教育委員会の全てを対象とする。
- (2) 本指針に掲げる措置は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

第3節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

(1) 本指針における「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等の多様性が顕在化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間となっている実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができるときを当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間
- ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

服務監督教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

ロ 1年間時間外在校等時間 720時間

ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第1節 上限方針の策定等

(1) 服務監督教育委員会は、本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めること。

(2) 労働安全衛生法等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客

観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、教育職員が在籍している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

(3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。

(4) 校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本指針及び上限方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならないこと。校長等の学校の管理職及び教育委員会は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであっては決してならないこと。

第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

- (1) 服務監督教育委員会は、本指針に即して実施計画を定めること（給特法第8条第1項）。
- (2) 実施計画においては、次のイからハまでに定めるところにより、給特法第7条第1項に規定

する業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項を定めること（給特法第8条第2項）。

イ 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

(i) 教育職員の業務量の適切な管理を行う上で、時間外在校等時間に係る目標を設定すること。政府として、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならぬものとし、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について前章第3節(2)で示す上限時間の範囲内にするための数値目標を設定すること。

目標に設定する時間外在校等時間の指標を例示すると、おおむね次のとおりであり、当該指標を用いる場合にあつては、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があること。

(イ) 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合 100パーセントとすることを目指すこと。

(ロ) 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 平均で30時

間程度とすることを旨すこと。

(ハ) 教育職員の1年間時間外在校等時間 360時間以下とすることを旨すこと。

(ii) 教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定すること。

ロ 業務量管理・健康確保措置の内容

実施計画には、服務監督教育委員会が講ずる業務量管理・健康確保措置のうち、次節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な内容を記載するものとする。

ハ その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

(3) 服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表すること（給特法第8条第3項）。その際、ホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表すること。

(4) 服務監督教育委員会は、実施計画に定める目標の達成状況及び業務量管理・健康確保措置の実施状況について、毎年度、その状況を把握すること。

また、服務監督教育委員会は、把握した状況を踏まえ、業務量管理・健康確保措置などの取

組を改善するとともに、必要に応じて、実施計画の変更その他の必要な措置を講ずること。

(5) 服務監督教育委員会は、毎年度、実施計画の実施状況を公表すること（給特法第8条第4項）。その際、ホームページへの掲載等により行うものとし、実施計画に定める目標の達成状況を含むものとする。

(6) 服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、総合教育会議に報告すること（給特法第8条第3項）。また、毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告すること（給特法第8条第4項）。その際、地方公共団体の長及び関係部局との連携を図りつつ、適切な役割分担の下で、業務量管理・健康確保措置などの取組の更なる改善を図ること。

(7) 実施計画の策定等に当たっての留意事項

イ 実施計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法は、(2)ロ及び次節の内容に即して、各教育委員会において地域の実情に応じて決めるものであり、実施計画に次節に定める措置の全てについて規定することは要しないものであること。

ロ 実施計画の策定に当たっては、業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載した既存の計画等があるときは、本指針に即した内容にしつつ、当該計画等を活用することも考えられるものであること。

また、複数の教育委員会において、共同して実施計画を策定することも可能であること。

ただし、各教育委員会が自ら服務を監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、実施計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があること。

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

(1) 所管に属する各学校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、(2)及び(3)に定めるものその他の業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施すること。特に、服務監督教育委員会及び校長等の学校の管理職は、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように配慮し、教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、服務監督教育委員会は校長等の学校の管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施すること。

(2) 学校又は教師（教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の業務の3分類（次のイからハまでの分類をいう。）を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化

を図ること。この場合において、業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うように努めること。また、教師以外の職員の校務運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善していくに当たっては、業務の内容に応じて管理職や教育職員、事務職員、支援スタッフ（教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材をいう。以下同じ。）等が相互に連携・協働しつつ、文部科学省が別に示す教育職員及び事務職員の標準的な職務内容に留意するとともに、事務職員の負担が過重なものとならないよう、事務処理の精選や効率化及び質の向上並びに近隣の学校の事務職員間の相互支援のため、教育委員会が中心となり、共同学校事務室の設置、研修の実施等に努めること。

イ 学校以外が担うべき業務（次の①から⑤までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該①から⑤までに定めるところにより、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずること。

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 教育委員会が中心となり、保護者

又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。なお、学校の日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとする。また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。

③ 学校徴収金の徴収・管理 地方公共団体又は服務監督教育委員会は、学校徴収金の種目ごとに地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること（以下「公会計化」という。）が適切かどうかを検討した上で、学校給食費その他の公会計化が適切な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行うこと。また、直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である

物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入する方法によるものとすること。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築すること。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務（次の⑥から⑬までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該⑥から⑬までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用推進、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手（ハにおいて「支援スタッフ等」という。）のこれらの業務への積極的な参画の促進のた

めに必要な措置を講ずること。

⑥ 調査・統計等への回答 教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等（第4章において「学校調査等」という。）の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとする。

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討すること。

⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報通信技術支援員が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、民間事業者等への委託も積極的に検討すること。

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、民間事業者等への委託等のほか、特に学校プールや体育館等を地域住民等に開放する場合には、指定管理者制度の活用その他の方法を積極的に検討する

こと。また、学校の職員が学校プールの管理を行う場合には、例えば、自動で給水を止めるためのシステムの導入等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備することを積極的に検討すること。

⑩ 校舎の開錠・施錠 機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備すること。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。

⑫ 校内清掃 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。

⑬ 部活動 スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（次の⑭から⑰までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該⑭から⑰までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用 の推進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進その他の教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずること。

⑭ 給食の時間における対応 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施すること。その際、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進すること。

⑮ 授業準備 教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進すること。

⑯ 学習評価や成績処理 採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、デジタル技術の活用を促進すること。また、入学者選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進すること。

⑰ 学校行事の準備・運営 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討すること。

⑱ 進路指導の準備 生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進すること。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進すること。特に、不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること。また、地方公共団体等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促すこと。

(3) 所管に属する各学校における次に掲げる措置の推進を通じ、教育職員が担う業務の適正化を図ること。

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程を当該学校の指導体制に見合うものとなるようになるとともに、年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行うこと。その際、始業日の設定に当たっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意すること。

ロ 学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合すること。

ハ 学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。

ニ デジタル技術を活用した校務の効率化を推進すること。

ホ 職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備すること。

ヘ 教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備すること。

ト 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが

在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにすること。

- (4) 教育職員、事務職員及び支援スタッフ（地方公共団体独自の財源によるものを含む。）の体制を充実すること。
- (5) 教育職員の産前産後休暇及び育児休業等の取得に伴い学校に配置される教育職員その他の教育職員について、正規の教育職員の計画的な配置の充実に努めること。
- (6) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。ここでいう一定時間は、1箇月時間外在校等時間80時間を目安とすること。
- (7) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること（勤務間インターバル）。ここでいう一定時間は、11時間を目安とすること。
- (8) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。また、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行うこと。
- (9) 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。
- (10) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

と。

- (1) 早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図ること。
- (2) 上限方針及び実施計画の策定等に当たっては、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長。以下同じ。）と当該上限方針及び実施計画について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。また、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。

第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項

- (1) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや実施計画に定める目標を達成することが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。
- (2) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや実施計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

- (3) 上限方針及び実施計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く上限方針及び実施計画の周知を図るものとする。
- (4) 教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たっては、地方公共団体の関係部局や関係機関の協力を得ることが重要であることから、教育委員会においては、総合教育会議における協議等を通じて、これらの地方公共団体の関係部局等との密接な連携を図るものとする。
- (5) 教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たっては、各学校の教育職員の在籍等時間の状況及び各学校において実施される業務量管理・健康確保措置の内容等について保護者及び地域住民その他の関係者の理解を得ることも重要であることから、教育委員会においては、その所管に属する各学校への学校運営協議会の設置及び活用を推進するものとする。また、学校運営協議会を未設置の学校においても、学校運営協議会の類似の仕組みや学校評議員の仕組み等を活用しながら、地域と学校の連携を促進し、学校が担っている業務の一部を地域学校協働活動の一環として実施するなど、保護者及び地域住民その他の関係者との連携による教育職員の仕事の分担の見直しや適正化を図るものとする。
- (6) 都道府県及び指定都市においては、給特法第7条第1項の規定の趣旨を踏まえ、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(7) 都道府県教育委員会においては、給特法第8条第5項に基づき、市町村（特別区を含み、指定都市を除く。この節において同じ。）の教育委員会に対し、実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。特に、市町村教育委員会が、指針に即した実施計画の策定に困難を抱えている場合や、実施計画の実施状況が著しく不十分な場合など、市町村教育委員会が実施計画の策定・公表などに関し、法律上の義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、都道府県教育委員会は、積極的に指導助言等を行うものとする。

(8) 各学校において、教育職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るためには、校長等の学校の管理職の果たす役割が大きい。具体的には、管理職は、教育職員の勤務状況等を把握し、教育職員から働き方改革の具体的な取組の工夫等に関する意見を聞きながら、児童生徒の資質・能力をはぐくむ上で、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適正な業務量の設定と校務分掌を決定するなど、組織マネジメントの実施により、学校の教職員の全員が一丸となって教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築することが必要である。その際、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、取組の廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら取り組むよう、管理職に促すものとする。

(9) 校長等の学校の管理職の人事評価の評価項目や研修内容に、学校における働き方改革に資す

る組織マネジメントに関することを加え、学校の管理職としての資質能力の向上につながるよう取り組むものとする。

第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の变形労働時間制

第1節 目的

教育職員に対する一年単位の变形労働時間制（給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（第2節(2)において「読替え後の労働基準法」という。）第32条の4の規定による一年単位の变形労働時間制をいう。）の適用は、学校において学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定による夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）が存在し、教育職員の業務について、年間を通じた在校等時間の多寡が生じることが見込まれることを踏まえ、本制度により長期休業期間等において休日を中心して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図ることを目的に掲げるものである。

このため、本制度は、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合

に限り適用すべきものであり、本制度を適用する場合に服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置等について次のとおり定める。

第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置

(1) 本制度が適用される教育職員についての第1章第3節に規定する上限時間の適用については、同節中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とする。

(2) 本制度を適用するに当たっては、本制度を適用する教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が第1章第3節に規定する上限の範囲内であることを前提としている。

服務監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨に十分に留意した上で、適用しようとする対象期間（読替え後の労働基準法第32条の4第1項第2号に規定する対象期間をいう。

以下この節において同じ。）の初日の属する年度の前年度において教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が第1章第3節に規定する上限の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする対象期間において当該教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が(1)の規定により読み替えられた第1章第3節に規定する上限の範囲内となることが見込まれる場合に限

り、本制度の適用を行うこと。

また、本制度の適用を行った後においても、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を(1)の規定により読み替えられた第1章第3節に規定する上限の範囲内とすること。

(3) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員について次に掲げる全ての措置を講ずること。

イ タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による在校等時間の把握を行うこと。

ロ 担当する部活動の休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。

ハ 通常の正規の勤務時間（それぞれの日における本制度を適用しない場合の正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。ホにおいて「勤務時間法」という。）第5条、第6条、第8条、第11条及び第12条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。以下この節において同じ。）を超える勤務時間の割振りについては、長期休業期間等において確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校における諸行事が行われる時期その他の本制度の対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと。

ニ 通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振る日において、本制度の適用前と比較して、通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振ったことを理由とした担当授業数の追加及び部活動その他児童生徒等の活動に係る時間の延長又は追加並びに本制度の適用前には当該教育職員が所属する学校において行われていなかった業務の当該教育職員への新たな付加により在校等時間を増加させることがないよう、留意すること。

ホ 本制度の適用前と比較して、所定の勤務時間を通常の正規の勤務時間より短くする日（勤務時間法第8条の規定に相当する条例の規定に基づき勤務日のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同法第6条第1項又は第4項の規定に相当する条例の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振る場合における当該勤務日を除く。）については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等において連続して設定すること。

ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること（勤務間インターバル）。ここでいう一定時間は、11時間を目安とすること。

(4) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員が属する学校について次に掲げる全ての措置を講ずること。

イ 本制度の適用前と比較して、部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減

を図ること。

ロ 超勤 4 項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議、研修その他の本制度が適用される教育職員であるか否かにかかわらず参加を要する業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと。

ハ 本制度を全ての教育職員に対して画一的に適用するのではなく、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるよう配慮すること。

(5) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、勤務時間、休憩時間及び休日の確保等に関する労働基準法、地方公務員法、給特法その他の関係法令の規定を遵守するとともに、文部科学省から発出する通知等について留意すること。

(6) 服務監督教育委員会は、本制度に関して本指針に定める事項を踏まえて講ずる措置その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置に関し、人事委員会と認識を共有するとともに、人事委員会の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。

(7) 服務監督教育委員会及び校長は、本制度に関して本指針に定める事項を踏まえて講ずる措置その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置について、保護者及び地域住民その他

の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く周知を図ること。

第4章 文部科学省の取組について

文部科学省は、次に掲げる事項その他の取組を進めることとする。

- (1) 教職員や支援スタッフなど学校の指導・運営体制の充実を図るとともに、地域と学校の連携を促進するための環境整備を図ること。また、第2章第3節に掲げる措置が効果的に講じられるよう、行政による学校問題解決のための支援体制の構築支援や、部活動の地域展開・地域連携の推進、校務DXの推進、ICT機器等の活用支援、教育職員のメンタルヘルス対策を含めた労働安全衛生管理体制の整備推進、学校調査等の精選及びデジタル技術の活用等による負担軽減、関係団体による学校調査等の精選及び負担軽減並びに作品コンクールにおける学校に求める作業の軽減に係る働きかけなど、必要な取組を進めること。

- (2) 業務量の適切な管理及び長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の变形労働時間制に関して本指針に定める事項その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置について、教育関係者、保護者及び地域住民等の理解が得られるよう、それらの者に対して広く周知を図ること。

- (3) 文部科学省は、適宜、各都道府県教育委員会及び各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表すること。

(4) 都道府県教育委員会及び服務監督教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置の効果的な実施に資する情報の提供等助言及び指導を行うこと。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、4.5時間以内
 - ・ 1年間の時間外在校等時間について、3.60時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が4.5時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
 - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
 - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 3.60時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ サービス監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

※赤字は改正箇所

目次

第1章 総則

第1節 趣旨

第2節 対象の範囲

第3節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第1節 上限方針の策定等

第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項

第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制

第1節 目的

第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置

第4章 文部科学省の取組について

附則

第1章 総則

第1節 趣旨

近年、我が国の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっている。また、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定（以下「36協定」という。）について時間外労働の限度時間が規定された。

公立学校の教育職員については、正規の勤務時間（給特法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この節及び第3節において同じ。）外に行われる公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（同令第1号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

令和2年に本指針において教育職員が業務を行う時間の上限を示し、1箇月時間外在校等時間（第3節(2)イに規定する1箇月時間外在校等時間をいう。）は減少傾向にあるものの、依然として業務が長時間に及ぶ教育職員も多く、各教育委員会や各学校における取組状況に差が見られるなどの課題がある。給特法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令にのっとり教育職員の勤務時間管理及び健康管理等を行うとともに、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を徹底し、教育職員の心身の健康を損なうことがないように注意する安全配慮義務があり、時間外在校等時間が特に長時間となっている教育職員に対して、より実効的な手立てを講ずる必要がある。また、業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教育職員が行う業務全体を縮減していく姿勢が必要である。

その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教育職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教育職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要である。教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要がある中、学校における働き方改革を一層推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する

法律（令和7年法律第68号）において新たに設けられた給特法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下単に「実施計画」という。）の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要である。

本指針は、こうしたことを踏まえ、給特法第7条第1項に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものである。

第2節 対象の範囲

- (1) 本指針は、服務監督教育委員会の全てを対象とする。
- (2) 本指針に掲げる措置は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

第3節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

- (1) 本指針における「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等の多様性が顕在化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間となっている実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽

の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45 時間

ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360 時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

服務監督教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1箇月時間外在校等時間 100 時間未満

ロ 1年間時間外在校等時間 720 時間

ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 月

ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80 時間

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第1節 上限方針の策定等

- (1) 服務監督教育委員会は、本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めること。
- (2) 労働安全衛生法等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。
- (4) 校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本指針及び上限方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならないこと。校長等の学校の管理職及び教育委員会は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであっては決してならないこと。

第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

- (1) 服務監督教育委員会は、本指針に即して実施計画を定めること（給特法第8条第1項）。
- (2) 実施計画においては、次のイからハまでに定めるところにより、給特法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項を定めること（給特法第8条第2項）。

イ 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

（い） 教育職員の業務量の適切な管理を行う上で、時間外在校等時間に係る目標を設定すること。政府として、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとし、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について前章第3節(2)で示す上限時間の範囲内にするための数値目標を設定すること。

目標に設定する時間外在校等時間の指標を例示すると、おおむね次のとおりであり、当該指標を用いる場合にあっては、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があること。

- (i) 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合100パーセントとすることを旨とする。

(㉓) 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 平均で30時間程度とすることを旨すること。

(㉔) 教育職員の1年間時間外在校等時間 360時間以下とすることを旨すること。

(ii) 教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定すること。

ロ 業務量管理・健康確保措置の内容

実施計画には、服務監督教育委員会が講ずる業務量管理・健康確保措置のうち、次節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な内容を記載するものとする。

ハ その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

(3) 服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表すること（給特法第8条第3項）。その際、ホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表すること。

(4) 服務監督教育委員会は、実施計画に定める目標の達成状況及び業務量管理・健康確保措置の実施状況について、毎年度、その状況を把握すること。

また、服務監督教育委員会は、把握した状況を踏まえ、業務量管理・健康確保措置などの取組を改善するとともに、必要に応じて、実施計画の変更その他の必要な措置を講ずること。

(5) 服務監督教育委員会は、毎年度、実施計画の実施状況を公表すること（給特法第8条第4項）。その際、ホームページへの掲載等により行うものとし、実施計画に定める目標の達成状況を含むものとする。

(6) 服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、総合教育会議に報告すること（給特法第8条第3項）。また、毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告すること（給特法第8条第4項）。その際、地方公共団体の長及び関係部局との連携を図りつつ、適切な役割分担の下で、業務量管理・健康確保措置などの取組の更なる改善を図ること。

(7) 実施計画の策定等に当たっての留意事項

イ 実施計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法は、(2)ロ及び次節の内容に即して、各教育委員会において地域の実情に応じて決めるものであり、実施計画に次節に定める措置の全てについて規定することは要しないものであること。

ロ 実施計画の策定に当たっては、業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載した既存の計画等があるときは、本指針に即した内容にしつつ、当該計画等を活用することも考えられるものであること。

また、複数の教育委員会において、共同して実施計画を策定することも可能であること。ただし、各教育委員会が自らサービスを監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、実施計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があること。

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

(1) 所管に属する各学校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、(2)及び(3)に定めるものその他の業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施すること。特に、服務監督教育委員会及び校長等の学校の管理職は、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように配慮し、教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、服務監督教育委員会は校長等の学校の管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施すること。

(2) 学校又は教師（教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の業務の3分類（次のイからハまでの分類をいう。）を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図ること。この場合において、業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うように努めること。また、教師以外の職員の校務運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善していくに当たっては、業務の内容に応じて管理職や教育職員、事務職員、支援スタッフ（教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材をいう。以下同じ。）等が相互に連携・協働しつつ、文部科学省が別に示す教育職員及び事務職員の標準的な職務内容に留意するとともに、事務職員の負担が過重なものとならないよう、事務処理の精選や効率化及び質の向上並びに近隣の学校の事務職員間の相互支援のため、教育委員会が中心となり、共同学校事務室の設置、研修の実施等に努めること。

イ 学校以外が担うべき業務（次の①から⑤までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該①から⑤までに定めるところにより、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずること。

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。なお、学校の日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとする。また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者

が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。

③ 学校徴収金の徴収・管理 地方公共団体又は服務監督教育委員会は、学校徴収金の種目ごとに地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること（以下「公会計化」という。）が適切かどうかを検討した上で、学校給食費その他の公会計化が適切な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行うこと。また、直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法によるものとする。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築すること。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務（次の⑥から⑬までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該⑥から⑬までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手（ハにおいて「支援スタッフ等」という。）のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講ずること。

⑥ 調査・統計等への回答 教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等（第4章において「学校調査等」という。）の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとする。

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討すること。

⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報通信技術支援員が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、民間事業者等への委託も積極的に検討すること。

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、民間事業者等への委託等のほか、特に学校プールや体育館

等を地域住民等に開放する場合には、指定管理者制度の活用その他の方法を積極的に検討すること。また、学校の職員が学校プールの管理を行う場合には、例えば、自動で給水を止めるためのシステムの導入等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備することを積極的に検討すること。

⑩ 校舎の開錠・施錠 機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備すること。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。

⑫ 校内清掃 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。

⑬ 部活動 スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（次の⑭から⑲までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該⑭から⑲までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進その他の教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずること。

⑭ 給食の時間における対応 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りにについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施すること。その際、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進すること。

⑮ 授業準備 教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフを中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進すること。

⑯ 学習評価や成績処理 採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフを中心となって行うとともに、デジタル技術の活用を促進すること。また、入学者選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進すること。

⑰ 学校行事の準備・運営 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討すること。

⑱ 進路指導の準備 生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関

する専門人材との協働を促進すること。

⑬ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進すること。特に、不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること。また、地方公共団体等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促すこと。

(3) 所管に属する各学校における次に掲げる措置の推進を通じ、教育職員が担う業務の適正化を図ること。

イ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程を当該学校の指導体制に見合うものとなるようにするとともに、年間授業週数の実態に応じて 1 日及び 1 週間当たりの授業時数を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行うこと。その際、始業日の設定に当たっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意すること。

ロ 学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合すること。

ハ 学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。

ニ デジタル技術を活用した校務の効率化を推進すること。

ホ 職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備すること。

ヘ 教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備すること。

ト 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにすること。

(4) 教育職員、事務職員及び支援スタッフ（地方公共団体独自の財源によるものを含む。）の体制を充実すること。

(5) 教育職員の産前産後休暇及び育児休業等の取得に伴い学校に配置される教育職員その他の教育職員について、正規の教育職員の計画的な配置の充実を努めること。

(6) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。ここでいう一定時間は、1 箇月時間外在校等時間 80 時間を目安とすること。

(7) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること（勤務間インターバル）。ここでいう一定時間は、11 時間を目安とすること。

(8) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。また、医師

等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行うこと。

- (9) 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。
- (10) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- (11) 早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図ること。
- (12) 上限方針及び実施計画の策定等に当たっては、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長。以下同じ。）と当該上限方針及び実施計画について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。また、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。

第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項

- (1) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや実施計画に定める目標を達成することが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。
- (2) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや実施計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。
- (3) 上限方針及び実施計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く上限方針及び実施計画の周知を図るものとする。
- (4) 教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たっては、地方公共団体の関係部局や関係機関の協力を得ることが重要であることから、教育委員会においては、総合教育会議における協議等を通じて、これらの地方公共団体の関係部局等との密接な連携を図るものとする。
- (5) 教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たっては、各学校の教育職員の在校等時間の状況及び各学校において実施される業務量管理・健康確保措置の内容等について保護者及び地域住民その他の関係者の理解を得ることも重要であることから、教育委員会においては、その所管に属する各学校への学校運営協議会の設置及び活用を推進するものとする。また、学校運営協議会を未設置の学校においても、学校運営協議会の類似の仕組みや学校評議員の仕組み等を活用しながら、地域と学校の連携を促進し、学校が担っている業務の一部を地域学校協働活動の一環として実施するなど、保護者及び地域住民その他の関係者との連携による教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るものとする。
- (6) 都道府県及び指定都市においては、給特法第7条第1項の規定の趣旨を踏まえ、服務監

督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (7) 都道府県教育委員会においては、給特法第8条第5項に基づき、市町村(特別区を含み、指定都市を除く。この節において同じ。)の教育委員会に対し、実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。特に、市町村教育委員会が、指針に即した実施計画の策定に困難を抱えている場合や、実施計画の実施状況が著しく不十分な場合など、市町村教育委員会が実施計画の策定・公表などに関し、法律上の義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、都道府県教育委員会は、積極的に指導助言等を行うものとする。
- (8) 各学校において、教育職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るためには、校長等の学校の管理職の果たす役割が大きい。具体的には、管理職は、教育職員の勤務状況等を把握し、教育職員から働き方改革の具体的な取組の工夫等に関する意見を聞きながら、児童生徒の資質・能力をはぐくむ上で、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適正な業務量の設定と校務分掌を決定するなど、組織マネジメントの実施により、学校の教職員の全員が一丸となって教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築することが必要である。その際、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、取組の廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら取り組むよう、管理職に促すものとする。
- (9) 校長等の学校の管理職の人事評価の評価項目や研修内容に、学校における働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、学校の管理職としての資質能力の向上につながるよう取り組むものとする。

第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制

第1節 目的

教育職員に対する一年単位の変形労働時間制（給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（第2節(2)において「読替え後の労働基準法」という。）第32条の4の規定による一年単位の変形労働時間制をいう。）の適用は、学校において学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定による夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）が存在し、教育職員の業務について、年間を通じた在校等時間の多寡が生じることが見込まれることを踏まえ、本制度により長期休業期間等において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図ることを目的に掲げるものである。

このため、本制度は、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用すべきものであり、本制度を適用する場合に服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置等について次のとおり定める。

第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置

(1) 本制度が適用される教育職員についての第1章第3節に規定する上限時間の適用については、同節中「45 時間」とあるのは「42 時間」と、「360 時間」とあるのは「320 時間」とする。

(2) 本制度を適用するに当たっては、本制度を適用する教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が第1章第3節に規定する上限の範囲内であることを前提としている。

服務監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨に十分に留意した上で、適用しようとする対象期間（読替え後の労働基準法第32条の4第1項第2号に規定する対象期間をいう。以下この節において同じ。）の初日の属する年度の前年度において教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が第1章第3節に規定する上限の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする対象期間において当該教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が(1)の規定により読み替えられた第1章第3節に規定する上限の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うこと。

また、本制度の適用を行った後においても、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を(1)の規定により読み替えられた第1章第3節に規定する上限の範囲内とすること。

(3) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員について次に掲げる全ての措置を講ずること。

イ タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による在校等時間の把握を行うこと。

ロ 担当する部活動の休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。

ハ 通常の正規の勤務時間（それぞれの日における本制度を適用しない場合の正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。ホにおいて「勤務時間法」という。）第5条、第6条、第8条、第11条及び第12条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。以下この節において同じ。）を超える勤務時間の割振りについては、長期休業期間等において確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校における諸行事が行われる時期その他の本制度の対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと。

ニ 通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振る日において、本制度の適用前と比較して、通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振ったことを理由とした担当授業数の追加及び部活動その他児童生徒等の活動に係る時間の延長又は追加並びに本制度の適用前には当該教育職員が所属する学校において行われていなかった業務の当該教育職員への新たな付加により在校等時間を増加させることがないよう、留意すること。

ホ 本制度の適用前と比較して、所定の勤務時間を通常の正規の勤務時間より短くする日（勤務時間法第8条の規定に相当する条例の規定に基づき勤務日のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同法第6条第1項又は

第4項の規定に相当する条例の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振る場合における当該勤務日を除く。)については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等において連続して設定すること。

へ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること (勤務間インターバル)。ここでいう一定時間は、11時間を目安とすること。

- (4) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員が属する学校について次に掲げる全ての措置を講ずること。
 - イ 本制度の適用前と比較して、部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること。
 - ロ 超勤4項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議、研修その他の本制度が適用される教育職員であるか否かにかかわらず参加を要する業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと。
 - ハ 本制度を全ての教育職員に対して画一的に適用するのではなく、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるよう配慮すること。
- (5) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、勤務時間、休憩時間及び休日の確保等に関する労働基準法、地方公務員法、給特法その他の関係法令の規定を遵守するとともに、文部科学省から発出する通知等について留意すること。
- (6) 服務監督教育委員会は、本制度に関して本指針に定める事項を踏まえて講ずる措置その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置に関し、人事委員会と認識を共有するとともに、人事委員会の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。
- (7) 服務監督教育委員会及び校長は、本制度に関して本指針に定める事項を踏まえて講ずる措置その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く周知を図ること。

第4章 文部科学省の取組について

文部科学省は、次に掲げる事項その他の取組を進めることとする。

- (1) 教職員や支援スタッフなど学校の指導・運営体制の充実を図るとともに、地域と学校の連携を促進するための環境整備を図ること。また、第2章第3節に掲げる措置が効果的に講じられるよう、行政による学校問題解決のための支援体制の構築支援や、部活動の地域展開・地域連携の推進、校務DXの推進、ICT機器等の活用支援、教育職員のメンタルヘルス対策を含めた労働安全衛生管理体制の整備推進、学校調査等の精選及びデジタル技術の活用等による負担軽減、関係団体による学校調査等の精選及び負担軽減並びに作品コンクールにおける学校に求める作業の軽減に係る働きかけなど、必要な取組を進めること。
- (2) 業務量の適切な管理及び長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制に関して本指針に定める事項その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置について、教育関係者、保護者及び地域住民等の理解が得られるよう、それ

らの者に対して広く周知を図ること。

- (3) 文部科学省は、適宜、各都道府県教育委員会及び各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表すること。
- (4) 都道府県教育委員会及び服務監督教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置の効果的な実施に資する情報の提供等の助言及び指導を行うこと。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。

※下線部は、令和8年4月1日改正点

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

<本ひな型について>

- 改正給特法により、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という）に即して業務量管理・健康確保措置実施計画（次頁以降「計画」という）を策定することとされています。
- 本ひな型は、教育委員会における計画の策定に当たって、地域の実情に応じた実効性のある計画策定を支援する観点から、策定にかかる事務負担の軽減にも資するよう、一つの参考例として作成したものです（あくまで例であり、本ひな型通りに作成しなければならないということではありません）。
- なお、既に学校における働き方改革等に関するアクション・プラン等、既存のものがある教育委員会においては、その内容が指針に即しているかを確認の上、必要に応じて修正・追記等すればよく、必ずしも本ひな型と同様の形にする必要はありません。

○市／町／村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画（例）

計画の名称を「業務量管理・健康確保措置実施計画」とする必要は必ずしもありませんが、給特法第8条に基づくものであることが明確になっていることが望ましいと考えられます。

令和8年〇月

○市／町／村教育委員会

複数の教育委員会において、共同して策定することも可能ですが、各教育委員会が自らサービスを監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があります。

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

☑本計画の趣旨を簡潔に記載

☑所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の現状や課題を記載してください。

(例)

(1) 計画の趣旨

・「学校における働き方改革」は自治体として目指す教育を実現するために必要であることや、「計画」をどのように子供たちへのより良い教育につなげるのかなどについて、自治体の「教育振興基本計画」等を踏まえ、簡潔に記載することが考えられます。

(2) 本市(町/村)の現状

- 本市(町/村)では、××年×月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「●市(町/村)立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市(町/村)における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月●時間	●%	●%
中学校	月●時間	●%	●%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が●%と多くなっている。●や●などの業務の負担感が大きくなっており、●を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

・時間外在校等時間の状況を踏まえ、自治体として認識している主な課題について記載することが考えられます。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標を設定してください。(1)の目標については必ず設定し、(2)については可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

☑ (1) 時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（1箇月時間外在校等時間：45時間、1年間時間外在校等時間：360時間）の範囲内とするための数値目標を設定することが必要です。

☑ (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

※以下は例であり、数値目標の水準については、各自治体の実情に応じて設定することが重要です。

(例)

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を●日以上にする【●日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を●%まで減少させる【●%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を●以下とする【●】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

・こうした目標に対しては、例えば、以下を活用することによりその状況を把握していくことが考えられます。

- ストレスチェックにおける仕事に対する満足度
- 教育委員会が独自に実施している教職員アンケート等で、働きがい等に関する質問項目（例えば、「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」）への肯定的な回答の割合

3. 計画の期間

※計画の期間を定める際、国においては、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることを念頭においた上で設定してください。

※具体的な計画期間は各自治体の実情に応じて定めることとなりますが、例えば目標の達成期間を3～5年程度に設定する場合であっても、年度ごとに実現すべき取組内容や達成目標を明らかにするなど、当該計画の実施によって、学校における働き方改革が着実に進展していることを関係者が実感できるものとなっていることが重要です。その場合、年度計画として各年度の取組内容を整理し、1年ごとに更新していくことも可能です。

(例)

令和8年度～令和〇年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

☑業務量管理・健康確保措置の内容として、指針の第2章第3節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な取組事項を記載してください。

☑第2章第3節(2)で掲げる「業務の3分類」について、①～⑱のうち、優先的／重点的に取り組む業務を列挙し、それぞれ具体的に取り組む事項を記載してください。

※特に「学校以外が担うべき業務」や「教師以外が積極的に参画すべき業務」は、教育委員会等による主体的な取組を通じて、首長部局や地域が協力・参画することが期待されるものです。学校運営協議会等において、地域・保護者の合意又は理解を得ることを目指し、取組の方向性について具体的に計画に盛り込むことが重要です。

※地域や学校の状況等を踏まえ、①～⑱以外の業務を記載することも有効です。

※以下は例であり、具体的な取組事項は、各地域の実情に応じて決めることが重要です。

(例)

○本市(町／村)では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。●などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、●が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、●年度予算を目途に公会計化を実施する。

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ ●年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市（町／村）から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・ 学校事務体制の強化のため、●年度中に共同学校事務室を整備する。

◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において●年度中に外部委託を行う。

◆ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ ●年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、●年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を●%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年●回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、●や●などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、●%から●%にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を●年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・●年度中に、学校における定時退校日を月●回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に●日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について●年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

☑計画の実効性を確保するため、今後のフォローアップに関する事項や、関連する取組について記載してください。

(例)

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市(町/村)内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、●市(町/村)のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・ このほか、各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認することや、具体的措置の取組状況などについて、市(町/村)内の定例会議の場などで報告することも考えられます。

- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・ このほか、教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などについて、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組むことなどを、数値目標と共に記載することが考えられます。

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市(町/村)で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市(町/村)で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

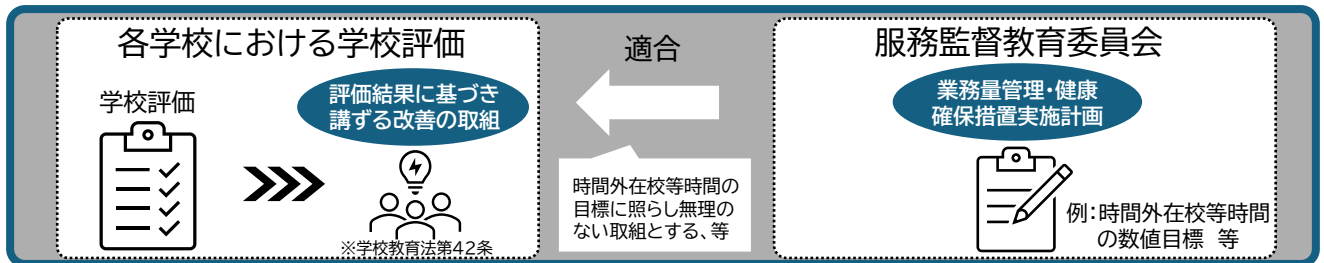
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市（町／村）における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

・ 具体的な取組として、例えば、首長と教育委員会と地域・保護者の団体等と関係者が合同でメッセージや具体的な取組内容を発信することなども考えられます。

学校評価を実施する際には、その結果を踏まえて講じる改善の取組が業務の増加につながらないように留意が必要です！

令和7年6月の給特法等改正法の成立により、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置を、教育委員会の働き方改革に係る計画に適合するものとする必要があります。

- 学校評価は、各学校が目指す目標を設定し、その達成状況などについて評価するとともに、その結果に基づき学校としての組織的な改善を行い、教育の質の向上を図るための重要な取組です。
 - 一方で、学校評価に基づき学校運営の改善を行うにあたり、業務量が増加し、教師の多忙化に影響することのないよう、**制限のない業務の積み上がりを防ぐ趣旨**で今回規定が設けられました。
 - 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講じるに当たっては、教育委員会の**業務量管理・健康確保措置実施計画に定められている時間外在校等時間の目標などと整合性のある取組**としていただくようお願いします。
- ※ 学校評価の評価項目に、業務量管理・健康確保措置実施計画に対応した項目を設けることを法律上、義務付けているものではありません。



参考 学校評価における働き方改革関係の評価項目・指標の例(イメージ)

- 各学校において学校評価を行うに当たり、**学校における働き方改革の観点を踏まえた評価とすることは、働き方改革を進めていくうえでも有効です。**
- 働き方改革の観点を入れる場合の項目・指標としては、例えば以下のような事項が考えられます。各学校の実情に応じ、学校評価も活用して、働き方改革を進めていただくようお願いします。

- ✓ 学校における教育職員の時間外在校等時間の縮減状況や適切な校務分掌の状況
- ✓ 校務のデジタル化に向けた取組状況(「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく学校における校務DXの取組状況)
- ✓ 労働安全衛生法に基づく学校における労働安全衛生管理体制の整備状況
- ✓ 教育課程の工夫の状況(年間総授業時数・週あたり授業時数、日課の見直し、学校行事の精選等)
- ✓ 保護者・地域住民等との連携の状況(保護者・地域住民等との業務の役割分担や、理解・協力を得るための取組状況)

※必ずしも例示している項目・指標を全て評価項目とすることを求めるものではありません。

※その他、文部科学省の定める、学校と教師の業務の3分類や、学校運営協議会を置く学校の校長が定めることとなる「基本的な方針」に記載の取組内容も参考に、各学校の状況に応じて取組の進捗が評価できるような項目・指標を検討ください。



1. 人事評価の制度概要

- ◆地方公務員法において人事評価制度が導入されており、任命権者は、人事評価を **任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用** することとされている（地方公務員法第23条第2項）。
- ◆公立学校の教師のうち、県費負担教職員の任命権者は都道府県教育委員会であるが、人事評価については、**都道府県教育委員会の計画の下に市町村教育委員会が行う**ものとされている。（地方教育行政法第44条）

人事評価制度のポイント

- ①「能力評価」と「業績評価」の2つを実施（地公法第6条）
- ②人事評価の結果は、**任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用**（地公法第23条第2項）

能力評価

職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力を把握

（項目例）責任感、連携・協働姿勢、リーダーシップ（管理職）、知識・技能、企画・計画力、判断力、規律性など

業績評価

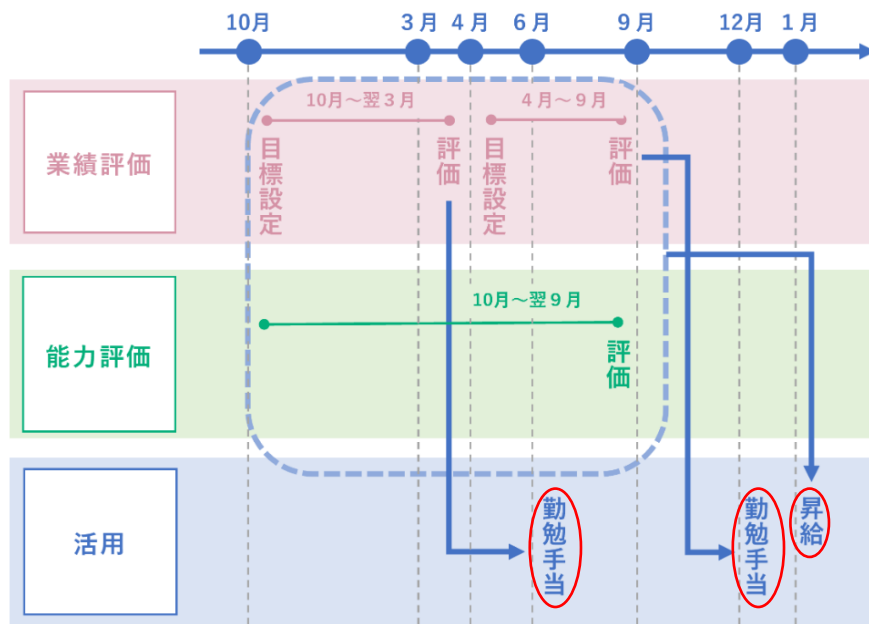
職員が果たすべき職務をどの程度達成したかという業績を把握

（項目例）成果、工夫改善、効率性、指導育成実績・組織マネジメント実績（管理職）など

※人事評価は、公正に（地公法第23条第1項）、定期的に（地公法第23条の2第1項）行わなければならない。

人事評価の実施と実施結果のサイクル（イメージ）

※国家公務員の例



※ 定期的に行われる活用のみを記載。他に活用される事項として、任用（昇任、降任等）、昇格等がある。

業績評価の目標や達成状況等の記載参考例（イメージ）

<管理職用>

* 組織マネジメントに関する目標の例

* 各任命権者において様式等は作成

【目標】

目標		自己申告 (達成状況等)	評価者記入欄
業務内容	困難度 重要度		
...			
<p>業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇までに、〇市教育委員会の〇〇計画を踏まえ、教職員の勤務実態を踏まえた業務全般の見直し・縮減・DXによる効率化、各教職員の業務分担の見直しや適正化を図る。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> －〇〇までに学校行事を見直し、精選・統合する。 －〇〇までに学校運営協議会等を通じて地域の理解を得ながら、「学校以外が担うべき」とされている業務について、より一層の地域の協力を得る。 －〇〇までに部活動の在り方について、活動時間や指導体制等を見直す。 上記の取組のほか効率的・効果的な学校運営により、時間外在校等時間月45時間以下の教職員を〇%から〇%とする。 ・教職員の健康及び福祉に配慮した職場環境の実現に向け、〇〇までに長期休業中の業務を見直し、教職員がまとまった日数連続して休暇を取得できる環境を整備する。 		<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事について、実施時期が近い◇◇と◆◆を統合するとともに、△△を□□の一環として実施することとし、今年度の学校行事の数を、昨年度の〇つから〇つに精選するとともに、教育的価値の向上が見込まれる内容に改善した。 ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動について、これまで教職員が週〇回行っていたが、学校運営協議会の協議を通じて地域の方々の協力を得ることとし、2学期以降、教職員が行う回数はゼロとなった。 ・部活動について、活動時間を〇にするとともに、部活動数を〇に適正化しつつ、部活動指導員の活用等により教員の負担を軽減した。 ・... →以上の取組等により、時間外在校等時間月45時間以下の教職員は〇%まで改善した。 ・長期休業中の職員日直の廃止により、教職員がまとまった日数連続して休暇を取得できるようになり、平均年次有給休暇日数が〇日となった。 	<p>どこまでできたかなどの目標の達成度合いや、業務遂行に当たっての創意工夫などを定量的データも用いて盛り込むことが望まれる。</p>
...		<p>サービス監督教育委員会が定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」を踏まえた組織マネジメントに関する目標を設定。その際、管理職としての人材育成の観点や、教職員の健康及び福祉の確保、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現の観点から、各取組について、何をいつまでに実施するのかなどを具体的に記載。</p>	

【目標以外の業務への取組状況】

業務内容	自己申告 (目標以外の取組事項等)	評価者記入欄

【全体評価】

評価者（所見、評語）	調整者（所見、評語）

業績評価の目標や達成状況等の記載参考例（イメージ）

<一般教諭用>

* 業務の効率化に関する目標の例

* 各任命権者において様式等は作成

【目標】

目標	困難度	重要度	自己申告 (達成状況等)	評価者記入欄
学習指導 …				
生徒指導 …				
学級運営 …				
<p>何をいつまでに実施するのかなどを、学校全体の運営方針も踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの推進に資するような業務の効率化等について、具体的に記載することが望まれる。</p>				
業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進【例】 ・〇〇までに、ICTの活用により、授業運営に関わる諸活動を効率化しつつ、全ての児童生徒への学習内容の定着を図る。 ・教職員間の連携を図り、生徒の状況を多面的に把握し、〇〇の未然防止や早期対応を行う。 ・〇〇までに、保護者への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計することで効率化し、児童生徒と触れ合う時間を増やす。 上記の取組のほか効率的・効果的な業務遂行により、時間外在校等時間を月〇時間以下とする。			【例】 ・ICTの活用により、採点時間や板書などにかかる時間を効率化することで、児童生徒の状況に応じた教育活動が充実し、生徒アンケートで（授業評価アンケート）で〇〇が理解できたと回答した生徒が〇〇となった。 ・グループウェアを活用し、生徒の情報をこまめに共有することで、組織的共有のための対面による会議の回数が〇回削減されるとともに、児童生徒一人一人に向き合う時間が増えた。 ・手作業で実施していた保護者アンケートの集計を、汎用クラウドサービスを用いて行うこととし、従来、〇分かかっていた事務作業の時間が〇分となり、その分児童とコミュニケーションの時間に充てることができた。 ・… →以上の取組等により、時間外在校等時間が月〇時間となった。	どこまでできたかなどの目標の達成度合いや、 業務遂行に当たっての創意工夫などを定量的データも用いて盛り込むことが望まれる。

【目標以外の業務への取組状況】

業務内容	自己申告 (目標以外の取組事項等)	評価者記入欄
	(被評価者) 目標以外の取組事項について記載（以下は例） ・学習指導面における対応：当初予定していた持ち授業時数を超えて、〇〇コマ分の授業を追加で担当した ・生徒指導面における対応：いじめ事案が生じ、～～などの対応を行った ・突発事項への対応：～～事件／事故が発生し、～～などの対応を行った ・同僚等のサポート：急な欠員や男性育休、同僚等へのサポートのため、（校務分掌の～～を追加で分担するなど）～～に取り組んだ	

【全体評価】

評価者（所見、評語）	調整者（所見、評語）

3. 留意事項

- ⚠ 地方公務員法の規定及びその趣旨にのっとり、人事評価を活用した人事管理を実施すること。特に、勤勉手当の支給や昇給等について、人事評価の結果を反映させずに一律に行う等、地方公務員法の趣旨に反する運用がある場合には、速やかな是正を図ること。
- ⚠ 能力評価は、潜在的な能力や業務に関係のない能力、人格等を評価するものではなく、当該能力評価に係る評価期間において職員が職務を遂行する中で、標準職務遂行能力の類型として、各任命権者が定める項目ごとに、当該職員が発揮した能力の程度を評価するものであること。また、管理職は、人材育成及びマネジメントを行う立場にあることから、管理職の能力評価にあたっては、業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進などの業務運営及び組織統率・人材育成又はそれに類する評価項目を重要マネジメント項目として評価を行うこと。
- ⚠ 業績評価は、公務能率の向上や評価結果の客観性、納得性を確保するとともに、評価結果を人材育成に活用する観点から、評価者と被評価者とであらかじめ目標を設定した上でその達成度を評価する目標管理に基づくことが適当であること。その上で、**必要に応じて設定目標以外のその他の業務実績も併せて評価**できることとすることが望ましいこと。なお、目標設定においては、業務の実態に応じ、数値目標とともに、定性的な目標や効率化、業務改善、ワーク・ライフ・バランスなどに着目した目標を設定するなどの必要な工夫を行うこと。
- ⚠ 人事評価に当たっては、人事評価制度の納得性を確保するため、被評価者自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について自己申告を行わせ、また、業績評価の目標内容の明確化や認識の共有を行うための期首面談や、原則として評価結果を開示して、被評価者に対して指導・助言を行うための期末面談などを行うことが適当であること。
- ⚠ 評価の実施に当たっては、評価の客観性を確保するため、一次評価者、二次評価者等の重層的な評価体制を設けることが適当であること（例：教諭の人事評価について、一次評価者：副校長・教頭、二次評価者：校長）。

また、人事評価に関する評価者の理解が不十分で、評価者によって評価結果に偏りが生じることのないよう、人事評価制度の意義や評価方法、評価の実例等について、評価者研修の充実を図り、**評価基準等を統一に理解・運用することが重要**であること。
- ⚠ 評価の実施に当たっては、児童生徒のために日々努力し成果を挙げている者を適切に評価し、特定の事象のみにとらわれることなく、**児童生徒にきめ細かく向き合い寄り添うなど日頃の児童生徒との関わりの状況なども見て多面的に評価**していくこと。
- ⚠ 公正性・透明性の確保と信頼性を高めるため、人事評価に関する苦情を幅広く受け付ける「苦情相談」と、苦情相談で解決されなかった苦情等を受け付ける「苦情処理」等、必要な仕組みを設けること。
- ⚠ 人事評価は、導入すること自体が目的ではなく、職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能率の向上につなげていくため、評価結果の活用を通じ、人材育成につなげていくことが重要であること。

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための**環境整備**

- ・ 働き方改革を進めるための制度改正
- ・ 働き方改革に係る指針の改定や計画^{※1}のひな形の作成、自治体への伴走支援
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会



- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- 部活動の**地域展開**等の推進

学校



- **業務の精選・見直し**
 - ・ 学校における**業務分担**の見直し
 - ・ **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
 - ・ **校務DX**の加速化 など
- **学校運営全体の中で取り組み**
 - ・ **学校評価**を活用
 - ・ **学校運営協議会**の仕組みを活用



地域・保護者

- **学校との連携・協働**
 - ・ **学校運営協議会**^{※2}などを通じた学校運営への参画
- **自治体全体で取り組む**
 - ・ **総合教育会議**^{※3}を通じた連携・協働



首長部局

学校の
指導・運営
体制の充実

- 1 教職員の定数を改善します
- 2 支援スタッフを充実します
- 3 若手教師のサポート体制を整えます
- 4 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の
処遇改善

- 1 約50年ぶりの**給与改善**
- 2 **職務や業務負担に応じた処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

※2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

☑ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

☑ 地域の理解を得るための周知・広報

☑ 「計画」の総合教育会議への報告

☑ 首長部局との連携

☑ 個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング

☑ 学校への支援



といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言

そのために国も全力で取り組みます



教職員定数の改善や
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う
マンパワーを確保します

「計画」の
ひな型の作成

教育委員会で作成いただく、働き方改革の
計画について、参考となるひな型をお示します



個々の自治体への
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り
などに共に取り組みます



首長部局や地域・
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師のサービスを監督する教育委員会には、
教師の健康を守る「安全配慮義務」があります



各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です



各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への
ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です

安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事
させる業務を定めてこれを管理するに
際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的
負荷等が過度に蓄積して労働者の心身
の健康を損なうことがないように注意
する義務を負うと解するのが相当であり、
使用者に代わって労働者に対し業務上
の指揮監督を行う権限を有する者は、
使用者の上記注意義務の内容に従って
その権限を行使すべきものである。
(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、
教師が教師でなくてはできないことに集中する
ことができる環境を整備していきましょう



文部科学省HP「全国の学校に
おける働き方改革事例集」



教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- ✓ 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の**時間外在校等時間の縮減**
- ✓ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、**改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること**
- ✓ 学校運営の「**基本的な方針**」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、**地域や保護者と連携しながら取組を推進**



といった取組を進めていきましょう！

✓ 取組モデル1 日課表の見直し

✓ 取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生 **朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、清掃を朝活動の時間に行う**などの見直しを行いました。その際、**保護者へしっかりと意図を説明**しました。

校長先生 **学校だより**に勤務状況を掲載しました。時間外在校等時間の多い月には、その**要因となった業務**(学校行事とテストの作成・採点が重なったことなど)についても掲載し、**背景を知ってもらう**ようにしています。

先生 清掃を毎日行わなくても、さほど問題が生じないことがわかりました。また、**子供の下校時刻が早くなり、放課後の業務にゆとり**ができました。

保護者 先生方がかなり忙しい生活を送っていることがわかりました。**協力できることがあれば言ってください。**

保護者 朝読書がなくなることへの**不安**や、校内が汚くなるのではないかと**懸念**もありましたが、**丁寧に説明してもらえたことで安心**できました。

先生 自分と他の教師の時間外在校等時間を比較することができ、**自身の働き方を見直すきっかけ**になりました。



校長等の管理職は、教師の健康を守る「**安全配慮義務**」があります

安全配慮義務に関する裁判例



教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における**業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備**を行い、健康管理に取り組む必要があります
その際、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師については、**現状の把握と、具体的な手立てを最優先で講じる**ことが重要です

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、**業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負う**と解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

国や教育委員会では、**教職員定数の改善**や**支援スタッフの充実**などの環境整備を進めてきています。

学校においても、**教師の健康・福祉を確保**するとともに、**教師が教師でなくてはできないことに集中**することができる**チーム学校の実現**に取り組んでいきましょう



文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」



皆さんの地域の子供たちに より良い教育を実現するため、 ともに学校教育を支えていただけませんか

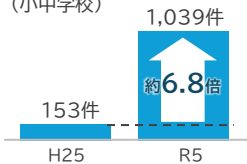
1

教師を取り巻く環境

学校が対応する 課題の多様化・複雑化

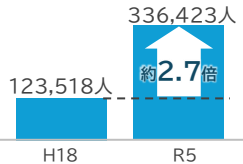
いじめ重大事態

■ いじめの重大事態の発生件数
(小中学校)



不登校

■ 不登校児童数(公立小中学校)



外国人児童生徒

児童虐待

特別支援教育

子供の貧困

など

教師の厳しい勤務実態

■ 平均時間外在校等時間は
地方公務員の一般行政職の約3倍
(R4:月約47時間)



臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

■ 令和6年に小学校で2.2倍
■ 教師に質の高い人材を集めること
が難しくなってしまう可能性



▶ 教師が子供たちに向き合う時間を確保することが必要

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における 働き方改革の 更なる加速化

■ 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築
■ 学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、部活動の地域展開等の推進

など

学校の 指導・運営体制の 充実

■ 授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
■ 支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現

など

教師の 処遇改善

■ 専門職にふさわしい処遇として、教職調整額の引上げ
(4%から10%まで段階的に引き上げ)

など



3

さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

総合教育会議を活用した
教育委員会との連携

自治会や地元企業・団体等への
協力要請

学校用務員や支援スタッフの
予算化の推進

学校プールをはじめとする、
学校関係施設の管理の外部化
のための条件整備

教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子供たちを育てていきましょう



学校へのご理解・ご協力

いつもありがとうございます



子供たちへのより良い教育のために

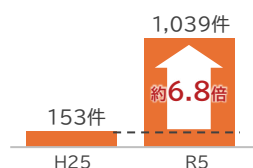
さらなる**学校へのご協力**をお願いします

1

教師を取り巻く環境

いじめなどの課題が増加

■いじめの重大事態の発事件数(小中学校)



子供のスマートフォン、テレビゲームの使用時間が増加

	R3	R6	
小学校	2時間8分	2時間48分	40分増
中学校	3時間2分	3時間44分	42分増

※平日1日あたりの平均
※スマートフォン、テレビゲームの使用時間の合計

厳しい勤務実態



■平均時間外在校等時間は地方公務員の一般行政職の約3倍(R4:月約47時間)

臨時講師等が確保できない

「教師不足」

採用選考試験の倍率は

過去最低 (令和6年に小学校で2.2倍)



▶ 教師が子供にもっと向き合えるようにする必要があります！

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

■働き方改革を進めるための**仕組み作り**

■教職員定数の改善
■支援スタッフの充実

■教職調整額の**引上げ**

更に取組を進めていくためには、これらの取組に加え、**地域や保護者の皆様のご協力**が不可欠です！

3

ご協力いただきたいこと

- ✓ コミュニティ・スクールなどを通じ、**学校運営に参画**いただく
- ✓ 学校以外が担うべき業務の**役割分担の見直しへのご協力** (登下校の見守り、学校ボランティアへの応募 など)
- ✓ **学校行事や業務の見直しへのご理解**



※ 教職員とのより良い関係づくりにご配慮ください

⚠ 適切な表現・音量

怒鳴るなどの行動はお控えください

⚠ 過度な要求

学校ができないこともあることをご理解ください

⚠ 適切な時間内の御相談

ご相談は定時に過度に長時間の御相談はお控えください

⚠ SNSでの拡散

先生や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください

教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、 子供たちの成長を直接感じることができる職業です。



子供が「できなかった」と悩んでいたことをできるようになり、次に進んでいく姿をみると、この仕事を選んでよかったなと思います



大変なことも多いですが、卒業式の日、「先生に担任をしてもらえて良かった、ありがとう」と言ってもらえたことが、心に残っています

さらに教師が子供に全力で向き合えるよう 教師の“働きやすさ”と“働きがい”の両立を実現します

教師が働きやすい職場を整備

すべての関係者が働き方改革に取り組む体制へ

- ▶ 業務分担の見直し、校務DX、部活動の地域展開 等



子育てとの両立

- ▶ 教師が産休・育休を取りやすい環境を整備



学校全体で連携して子供と向き合う職場

- ▶ いじめ、不登校、保護者への対応を1人で抱え込まず、若手の教師をサポートする体制へ
- ▶ 1年目から学級担任ではなく、教科担任からスタートできるよう教師の配置を増やします

学校の体制もより良く変化



小学校：学級担任＋教科担任制
理科や算数など分野ごとに
専門性の高い教師が授業を担当



中学校：40人→35人学級へ
(R8年度法改正予定)
一人一人の子供に目が届く指導を



様々な支援スタッフと協働



教員業務支援員
(スクールサポートスタッフ)



スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー



部活動指導員

教員業務支援員として
学校に関わる学生も
増えています！
応募は各自治体HPへ

多様な経験と能力が求められる教師に見合う処遇へ

■教師の初任給※

R7法改正により、
給料月額**4%→10%へ**
(R8～R12で毎年1%ずつUP)

令和6年の定例の給与改定により、
令和7年の**教職1年目の給与は**
前年から**約50万円増加**

区分	学部卒	院卒	参考：国家公務員 (一般行政職・大卒)
給料月額	252,000円	269,300円	220,000円
教職調整額	10,080円	10,772円	
計(月収)	262,080円	280,072円	251,395円
計(年収) ※期末・勤勉手当を含む	4,350,528円	4,649,195円	4,028,740円

※教職調整額(教師の職務の特殊性に基づき支給)の改善前の令和7年4月の初任給の水準(全国の平均的な水準)

※教師においては、義務教育等教員特別手当、地域手当などその他の手当は含まずに計算

※国家公務員においては、国家公務員の平均年間超過勤務時間数(R6)から概算した超過勤務手当を月収・年収に加え、その他の手当は含まずに計算



議案第 40 号

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の改訂について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

【甲賀市】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	6,627	6,496	6,337	6,188	5,932
② 予備機を含む整備上限台数	7,621	7,470	2,667	2,496	2,201
③ 整備台数（予備機除く）	0	4,400	0	0	2,100
④ ③のうち基金事業によるもの	0	4,400	0	0	2,100
⑤ 累積更新率	0%	67%	69%	71%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	220	0	0	101
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの	0	220	0	0	101
⑧ 予備機整備率	0%	5%	0%	0%	1.7%

※①～⑧は未到来年度にあっては推定値を記入する

○端末整備・更新の考え方

令和2年度に市立小学校児童分として整備した端末（5,076台）は、整備から5年目となる令和7年度に市内小学校児童分（4,620台※予備含）の機器更新を実施。

令和5年度に市立中学校分生徒分として市予算にて整備を行った端末分は、整備から5年が経過する令和10年度には、令和10年度市内中学校在学見込生徒の約2,100人分の端末更新を行う予定。

○更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について

対象台数：令和2年度整備分 5,076台（購入）

令和5年度整備分 2,400台（リース）

- 令和2年度整備分は、リサイクル(下取り)端末を4800台とし実施を行い下取り対象外の276台については、オフライン端末として庁内施設にて、再活用端末として配布希望を聞き取り適切な用途として使用する施設に配布予定。
- 令和5年度にリースアップにて2,400台の整備を行っており、整備端末については、リース会社へ端末返却を行い、データ消去等を実施予定。

○処分（データ消去）方法

リサイクル端末のデータ消去については市教育委員会及び端末調達業者にて、2重消去を行い端末調整業者には、端末調整業者には初期化証明の発行にて市データ消去の証明とする。

再活用端末においては、市教育委員会にてデータ消去及び初期化を行い再活用先へ配布及び譲渡を行う。

○スケジュール（実績及び予定）

令和7年11月	調達業者 決定
---------	---------

令和7年11月 ～ 令和8年2月	更新端末調整 (マスタ決定、キッティング等)
令和8年3月中旬	使用済み端末初期化(市教育委員会)
令和8年3月下旬	使用済み端末回収及び初期化(調達業者)
令和8年4月	更新端末使用開始
令和10年5月	リース事業者決定
令和10年9月	使用済み端末返却
令和10年10月	更新端末使用開始

【甲賀市】

ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合 (%)

※令和7年12月現在

学校名	児童数 (人)	回線速度 (Mbps)	推奨帯域 (Mbps)	達成状況
甲賀市立伴谷小学校	374	519	453	①達成済
甲賀市立柏木小学校	191	324	377	②未達成
甲賀市立水口小学校	427	152	482	②未達成
甲賀市立貴生川小学校	459	597	496	①達成済
甲賀市立綾野小学校	390	488	468	①達成済
甲賀市立伴谷東小学校	292	230	422	②未達成
甲賀市立大野小学校	73	342	161	①達成済
甲賀市立土山小学校	145	385	270	①達成済
甲賀市立大原小学校	193	276	377	②未達成
甲賀市立油日小学校	126	393	270	①達成済
甲賀市立佐山小学校	73	247	161	①達成済
甲賀市立甲南第一小学校	395	311	468	②未達成
甲賀市立甲南第二小学校	122	270	270	①達成済
甲賀市立甲南第三小学校	35	224	108	①達成済
甲賀市立甲南中部小学校	229	340	395	②未達成
甲賀市立希望ヶ丘小学校	429	378	482	②未達成
甲賀市立雲井小学校	73	238	161	①達成済
甲賀市立小原小学校	36	291	108	①達成済
甲賀市立朝宮小学校	13	369	54	①達成済
甲賀市立多羅尾小学校	7	286	22	①達成済
甲賀市立信楽小学校	188	98	377	②未達成
甲賀市立水口中学校	767	290	607	②未達成
甲賀市立城山中学校	368	392	453	②未達成
甲賀市立土山中学校	132	389	270	①達成済
甲賀市立甲賀中学校	219	326	395	②未達成
甲賀市立甲南中学校	598	416	553	②未達成
甲賀市立信楽中学校	187	329	377	②未達成
計		27校中14校 達成率51.8%		

※ブラウザ上の通信速度測定ツールを使用した簡易測定にて計測

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

令和5年度より回線の輻輳による回線速度の低下及び不安定な接続状況が発生しており、令和6年度に実施したネットワークアセスメントの結果ではトラフィック量の増加による回線の輻輳が見受けられた。

また、輻輳による回線圧迫の影響が大きいと考えられる大規模校についてはLBOを施し、通信回線の独立化を行った。その後、現場での通信障害の報告を受けていない

ため一定の効果があるものと認識している。令和7年度のネットワークアセスメントでLBO実施校の動向確認をおこなう。

令和8年度には、市内小中学校のネットワーク環境調査を予定しており、ルーター、ONUなどのネットワーク環境の部分的更新で速度確保を出来る学校、LBO等の手法を用いないと速度確保が難しい学校など、各学校の状況に合わせた速度確保の課題特定を行う。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

令和6年度に市内4校において、LBO接続を実施し通信回線の独立化を行い回線速度の安定化を図った。

令和8年度のネットワーク環境調査の結果をもとに、令和9年度から部分的更新又はLBO等を実施し、令和10年度に全校推奨速度の確保の完了を目指す。

【甲賀市】

校務DX計画

1. 甲賀市の校務DX化の現状

令和4年度に教職員現場のSaas化を進め全教職員に指導者用端末の整備及びMicrosoft teamsの導入を行い全教職員が、クラウド上でデータの共有、オンライン会議などを実施できる環境構築を行った。

令和5年度は、次世代の校務支援システムの向けた検討を踏まえ、ゼロトラスト環境構築を行うとともに、ゼロトラスト環境を最大限活かすために、統合型校務支援システムのフルクラウド化、校務系・学習系などネットワークごとに分離されていた環境を統合、リモートワーク環境の構築を併せて実施することで、配布している端末1台で各教職員が自身合わせた業務体制を実現できる体制を整備した。

校務支援システムでは、システム内での入力情報の同期連携を行っており、余分な情報入力の一掃に取り組んだ。

令和6年度に欠席連絡や保護者への一斉通知など各種連絡物の共有をデジタルツールで行える環境整備を行い、学校と保護者間のやり取りの効率化を行った。

令和8年度は、勤怠管理システムの導入を行い負担軽減につなげる予定である。

今後も一元管理を行えるシステム構築を進め教員の負担軽減を図っていく。

2. 「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」の自己点検結果における課題

教育現場のデジタル化が進む中で、教職員等のデジタルリテラシーの向上が求められ、個々の能力差を少なくするために必要な研修、資料提供を行っていく必要がある。

押印については、教育委員会が必須で求めている書類等を無くす事で、廃止と同状況として認識している。また、FAXについては、日常業務での使用は求めているが、通信手段の一つとして機能維持だけは行っている。

出退勤管理については、システムを令和8年度に導入しデジタル化を進める。

【甲賀市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～において、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められており、学校教育の基盤的ツールとしてICTは必要不可欠なものであると示されている。

甲賀市教育大綱において、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」を教育方針とし、アフターコロナにおける新しい生活様式を教育にも取り入れながら、教育的ニーズに合わせたICTの活用を進め、教育施策を推進していくとしている。また、上記大綱の教育目標3「郷土への誇りをもち、世界に発信できる人を育てる」では、グローバル社会で活躍していくために、ICT教育等の推進を図り、主体的に行動する力と発信できる力を身に付けた人を育てるとしている。

これをもとに、1人1台端末をはじめとするICT環境を、学習活動の中で効果的に活用することで、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを育めるよう学習活動の充実に努める。

2. GIGA第1期の総括

本市では、GIGAスクール構想に先駆けて平成30年度にタブレット端末の導入と通信ネットワークの整備を行い、令和元年度に児童生徒3人に1台のタブレット端末の整備を行った。さらに令和2年度にGIGAスクール構想の実現に向けて、5,076台のタブレット端末の導入を行い、通信ネットワークの環境整備を追加した。また、電子黒板や校務支援システム、指導者用デジタル教科書などを導入している。

機器環境以外では、ICT機器への理解と活用能力の向上につなげるため、ICT支援員を各小中学校へ配置し、教職員や児童生徒へ技術面や運用面での支援、ICT機器の問題解決や授業への利活用方法についてのアドバイスを行うなどICT環境を効果的に活用できる体制を整えてきた。

学習面においては、授業支援ソフトの導入、AI型のデジタルドリルを利用するなど、デジタルコンテンツを利用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進してきた。

これらの取り組みの結果、教職員及び児童生徒にとって、1人1台端末やICT機器を活用した授業環境が定着しつつある。

3. 1人1台端末の利活用方策

・教育現場での利活用

児童・生徒の各端末での情報を集約できる授業支援システムの導入し、一体的な情報共有・意見交換が行え、また、教職員と児童、生徒間での並びに児童生徒同士のやりとりも可能とする環境を構築した。

・AIドリルの活用

児童生徒一人一人の理解・進度にあわせた学習課題の提供を行える教材提供の実施している。

・1人1台端末の積極的な活用

電子黒板、デジタル教科書など学校現場における教育機材のデジタル化を進め、学びの現場でデジタル技術活用は常用化が進んでいる。デジタル教材の強みの一つである、音、動きなどイメージ表現は児童等の発見、理解、創造等の能力を大きく刺激できるものとする。学校現場にお

いてデジタル技術を生かした授業等について創意工夫がなせるように、教職員向けのICT研修の実施では、技術向上につなげる研修以外にも教職員同士の利活用の情報共有を行うことで知見を深めることで利活用の場面を増やしていける環境整備に努める。

- ・個別最適・協働的な学びの充実

配布端末には、将来的に必要となる情報機器及び機能への適性を高められるように、一定の制限をかけたうえで、ブラウザ検索機能、文書作成機能（ワープロ、表計算、プレゼンテーション）などを、機能開放をおこない児童生徒の主体的な学びを促している。

担任の主体性に任せているが、Microsoft Teamsを活用したグループや集団による意見交換の場の提供や多様な考え方の尊重など協働の場づくりの推進を行っている。

これからも、児童生徒個人ごとに、強みの強化、弱点の克服、興味・関心への自主的・主体的な学びの促進など解像度を上げたアプローチ出来る環境の拡充を図り提供を続けていく。

- ・学びの保障

特別な支援が必要な児童生徒についても1人1台端末を活用し、実態等に応じた支援を通じて確実な学びの保障を行う。

教育相談を希望する生徒においては、端末の利用を希望する場合は個別に相談を行える場（通話、メッセージ等）を提供できる環境を整備している。

予備機の運用及び速やかな修繕を実施できる体制を構築し、端末に不備が生じた場合でも、1人1台端末の環境を維持していく。

なお、端末の利活用の前提として、端末の整備・更新により、児童生徒向けの1人1台端末環境を引き続き維持することとする。

議案第 4 1 号

令和 8 年度（2 0 2 6 年度）甲賀市学校教育の指針の決定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

令和8年度（2026年度）甲賀市学校教育の指針の決定について

令和8年度（2026年度）甲賀市学校教育の指針を別紙により決定することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

◇甲賀市教育方針 たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

◇甲賀市教育目標

- 教育目標1 ともに学び、ともに育ち、ともに生きる
- 教育目標2 豊かな心と健やかな体を育む
- 教育目標3 郷土への誇りをもち、世界に発信できる人を育てる

◇学校教育が目指すもの

いきいき学び ぐんぐん伸びる 心やさしい 甲賀の子ども
 （わかる できる のびる つどう ～学ぶ楽しさを実現するために～ ）

◇推進のための5つの柱

★最重点 ◎重点

柱1 学ぶ楽しさを実感し、確かな学力を育む教育の充実

- ★1-1 I K O K A学習デザインを基盤とした主体的・対話的で深い学びの実現
- ◎1-2 「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりや目標をもち自ら学びに向かう態度を育成するための家庭学習の推進・充実
- ◎1-3 教育DXに向けた「個別最適な学び」と「協働的な学び」のツールとしてのICTの効果的な活用による情報活用能力の育成
- 1-4 グローバルマインドや実践的なコミュニケーション能力の育成に向けた外国語教育・国際教育の充実

柱2 豊かな人間性や社会性を育む教育の充実

- ★2-1 いじめを許さず、認め合い、支え合い、高め合う集団を育てる学級、学校づくり
- ★2-2 不登校児童生徒への支援と教育相談の充実
- 2-3 多様な人々との共生をめざす教育活動や道徳教育の充実
- 2-4 自尊感情を育むとともに、自他の命を大切にし、人が輝く人権教育の充実
- ◎2-5 児童生徒の心を育む読書活動と学校図書館整備の推進
- 2-6 特別支援教育の推進と相談体制や支援体制の充実
- 2-7 外国にルーツをもつ児童生徒への日本語指導・教科指導・進路保障の充実

柱3 健やかな心身とたくましい体力を育む教育の充実

- ◎3-1 部活動の支援ならびに地域連携に向けた取組の推進
- ◎3-2 運動習慣を確立し、たくましい体力と気力を育む取組の推進
- 3-3 基本的な生活習慣の確立を図る取組の推進
- 3-4 心身の健康の保持・増進を図る健康教育や食育の推進

3-5 感染症予防対策の徹底と感染拡大防止のための迅速かつ適切な対応

柱4 地域に開かれた特色ある学校づくりと小中連携・一貫教育の推進

- ★4-1 学習内容の系統性や授業スタイルの継続等9年間の学びを踏まえた小中連携・一貫教育の推進
- ◎4-2 総合的な学習の時間を中心とした地域学のカリキュラム開発と実践
- 4-3 幼保小、小中、中高の円滑な接続をめざす校園種間連携の充実
- 4-4 コミュニティ・スクールと地域協働活動を生かした学校づくりの推進
- 4-5 子どもの危険予測・回避能力を育成する安全教育・防災教育の推進と安全確保のための地域ぐるみの体制整備の推進

柱5 笑顔で児童生徒と向き合い、学び続ける教職員の育成

- ◎5-1 人間性・専門性・指導力等教師力を高め、探究心をもちつつ、自発的に学ぶ教職員研修の充実とOJT研修の推進ならびに教職員の資質向上に向けた組織マネジメントの推進
- ◎5-2 教職員が誇りややりがいを持ち、笑顔で児童生徒に向き合い、授業改善をはじめとした教育活動に専念できる職場環境づくりを目指すための働き方改革の推進

令和8年度 学校教育推進の5つの柱と重点

甲賀市教育委員会

柱1 学ぶ楽しさを実感し、確かな学力を育む教育の充実

最重点

1-1 I K O K A 学習デザインを基盤とした主体的・対話的で深い学びの実現

明日も I K O K A 学習デザイン ～楽しい授業術～

I 居場所のある学びの場の実現

対話的

- 安心できる学習集団の場。「伝えたい」「聞きたい」と、自分の思いや考えをアウトプットし、他者との対話から学ぶ学習
- ☆知識を構築、再構築できる単元・授業を展開する教師の仕掛け

K O 個々が生きる学びの場の実現

主体的

- 「もっと知りたい」「できるようになりたい」と、自ら問いを見だし、その解決に向けて、自己決定しながら学ぶ学習
- ☆子どものやる気にスイッチを入れ、学習活動の目的や方法を選択できる単元・授業を創造する教師の仕掛け

K A 可能性に挑戦する学びの場の実現

深い学び

- 「わかった」「できた」と、自分の学びの変化や深まりを自覚し、さらに、人、もの、社会、自然に進んで関わって学ぶ学習
- ☆子どもの学びを価値付ける教師の仕掛け

重点

1-2 「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりや目標をもち自ら学びに向かう態度を育成するための家庭学習の推進・充実

- (1) これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した教育活動を実践するために、組織的・計画的な教育活動を推進する。

【カリキュラム・マネジメントの推進】

- (2) 「全国学力・学習状況調査」「甲賀市版学力調査」の結果をもとに、自校の「強み」と「弱み」を明確にし、具体的な方策による改善を目指す「PDCAサイクル」を確立するとともに、I K O K A 学習デザインを基盤として、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。

【PDCAサイクルと授業の改善】

- (3) 様々な情報等を比較・分析し、自分なりに考えを再構築していくため、「読み解く力」の2つの側面と3つのプロセスを踏まえた授業の創造と実践の推進を図る。

【読み解く力の視点を踏まえた授業づくりの推進】

- (4) 各校種や学年に応じて、自身の学習状況を把握する機会を設け、学習成果を検証し、確かな学力を育むことをねらいとして、タブレット端末によるドリル学習等の繰り返し学ぶ機会の充実を図る。

【個に応じたドリル学習の充実】

- (5) 自ら課題を設定し、計画的に学習を進める児童生徒を育成するために、「家庭学習ノート」等による自主学習の取組を推進するとともに、点検や評価の機会を充実させることにより、児童生徒の学ぶ意欲を高め、家庭での学習の充実と習慣化を図る。

【主体的な家庭学習の充実】

- (6) 小学校教科担任制による指導の充実を図るとともに、学力向上に向けた取組を推進する。

【小学校教科担任制の推進】

重点

1-3 教育DXに向けた「個別最適な学び」と「協働的な学び」のツールとしてのICTの効果的な活用による情報活用能力の育成

- (1) 市学校教育の情報化検討委員会により策定した甲賀市教育情報化推進基本方針をもとに、国が示したGIGAスクール構想による児童生徒1人1台タブレット端末の効果的な活用を推進する。

【タブレット端末の効果的活用の充実】

- (2) 児童生徒の学習意欲の向上とわかる授業を目標とした授業改善に、ICTを有効活用し、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを促進するとともに、情報活用能力の育成に向けた研修、研究を促進する。

【ICT活用による情報活用能力の育成】

- (3) 児童生徒がプログラミング的思考を育んでいけるよう、市で示したモデルプランを参考としながら、各学校において自校のプログラミング授業カリキュラムを策定するとともに、教職員の指導力向上に向けた研修体制の充実を図る。

【プログラミング教育の推進】

- (4) 児童生徒用タブレット端末に装備された学習ドリル等を有効活用し、児童生徒一人ひとりの学びを確かなものとするとともに、個別最適な学び、協働的な学びにつなげられるよう、効果的な活用実践の蓄積を促進するとともに評価を検証する。

【学習ドリルの活用】

1-4 グローバルマインドや実践的なコミュニケーション能力の育成に向けた外国語教育・国際教育の充実

- (1) 全小学校に小学校英語専科教員とALTを配置し、英語を中心とした外国語でのコミュニケーション能力を身に付け、国際社会において主体的に行動し、活躍できる人材の育成に努める。

【外国語教育・外国語活動の推進】

- (2) 外国にルーツをもつ児童生徒の増加をふまえ、異文化への理解をすすめるとともに、広い視野をもち、世界的な課題に目を向け、共に生きる意欲と態度の育成を目指した国際教育を推進する。

【国際教育の推進】

- (3) SDGsをはじめ、環境や資源・エネルギーについての理解を深め、自然環境、社会環境、生活環境を通して、環境を大切にできる心を育成する。また、地域はもとより地球全体を視野に入れた地球温暖化防止策、環境の保全や創造のための環境美化活動や水環境学習、地域に根ざした自然体験活動を行う等、持続可能な社会を築いていこうとする資質や能力、実践的な態度の育成に努める。併せて「甲賀市環境未来都市宣言」およびネイチャーポジティブの理念を理解し、子どもの森の自然共生サイト等の活用を生かした実践に努める。

【環境教育の充実】

柱2 豊かな人間性や社会性を育む教育の充実

最重点

2-1 いじめを許さず、認め合い、支え合い、高め合う集団を育てる学級、学校づくり

- (1) 児童生徒一人ひとりの個性の発見や可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と自己実現を支える生徒指導を実践する。また、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち「自己指導能力」の育成に努める。

【自己実現・自己指導能力の育成】

- (2) 児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導において、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」の4つの視点に留意し、実践する。

【生徒指導の実践上の視点】

- (3) 「楽しさを追究する授業づくり」を通し、登校を楽しみにできる魅力ある学校づくりに努める。また、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話等の勇気づけのボイスシャワーや、授業や行動等を通した個と集団への働きかけを大切にすることにより、発達支持的生徒指導の充実に努める。

【楽しさを追究する授業づくり・発達支持的生徒指導】

- (4) 児童生徒を理解し、教職員と児童生徒との信頼関係を築くことに努める。自他の命を大切にし、グループ、学級、学年、学校集団活動の充実を通して、児童生徒相互の交流を深め、一人ひとりが互いに認め合う「居場所づくり」に努める。また、いじめ防止教育や情報モラル教育等の課題未然防止教育の実践や、いじめ未然防止に係る児童生徒による自治的集団活動の取組を通し、課題予防的生徒指導の充実に努める。

【人間関係の育成・居場所づくり・課題予防的生徒指導】

- (5) いじめアンケートは、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図るための重要な手段の一つであり、児童生徒一人ひとりの小さな不安や困り感を丁寧を受け止め、支援につなげることを目的として実施する。また、児童生徒が「いじめ」と明確に認識していない段階の事案についても、いじめの可能性として受け止め、直ちに学校のいじめ問題対策委員会において情報を共有し、組織的な対応、必要な支援を優先する。また、いじめの解消が確認されるまで、対象児童生徒の立場に立った丁寧な対応に努めるとともに、関係児童生徒への適切な指導、支援を図る。

【いじめの早期発見・組織的対応】

最重点

2-2 不登校児童生徒への支援と教育相談の充実

- (1) いじめ・虐待や不登校、問題行動等生徒指導上の課題について、学年部会やケース会議等を開催し、本人や環境についての多面的な見立てに基づいた迅速、的確な課題の解決に努める。不登校児童生徒への支援においては、「児童の権利に関する条約」および「子ども基本法」の理念に則り、情報共有と個々に応じた適切なアセスメント、プランニングを組織的に行い、必要に応じてSC、SSW、教育支援センター、フリースクール等多様な居場所や関係機関と連携しながら、当該児童生徒および保護者に寄り添った対応に努める。

【生徒指導・教育相談体制の充実・関係機関との連携】

- (2) フリースクールで学習する児童生徒へ授業料・交通費の補助を行ったり、タブレット端末を活用したりする等、個々の状況に応じた段階的な支援を行う。

【教育機会の確保】

2-3 多様な人々との共生をめざす教育活動や道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通じて、児童生徒の理解を深め、社会生活のルールや社会性を身に付け、正義感や倫理観、思いやり、自他の命を大切にすることなどの共に生きる実践的な態度を育む教育の充実を図る。

【豊かな人間性の育成】

- (2) 各学校は、発達段階や学校・地域の実態に応じて創意工夫しながら、地域人材の活用や多様な体験活動を通じて、周囲の人々、地域、社会のために尽くそうとする社会性の育成に努める。

【社会性の育成】

- (3) 「特別の教科 道徳」の年間カリキュラムの充実とともに、授業の進め方や評価についての研究・研修をすすめ、「考え、議論する」道徳授業への質的転換を図る。また、授業公開や道徳教育への地域・保護者の参加・協力を求めるなど、学校と家庭、地域との積極的な連携に努める。

【道徳教育の充実】

- (4) 課題未然防止教育（課題予防的生徒指導）や全ての児童生徒が、「自ら危険を予測し、自ら回避できる力」、特に子どもを性被害から守るために、性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるよう発達段階に応じて、「生命（いのち）の安全教育」を計画的・継続的に実施する。

【生命（いのち）の安全教育の実施】

2-4 自尊感情を育むとともに、自他の命を大切に、人が輝く人権教育の充実

- (1) 人間の尊厳や人権の大切さなどについての学びを充実させることにより、自尊感情を育み、かけがえのない命を大切に、人間としての生き方を追求したり、人との関わりを通して自分をより高めたり、互いに認めあったりして、共に生きる実践的な態度を養う。

【人権についての基礎的な学びの充実】

- (2) 人権に関する課題の解決や差別意識の解消に向けて学校教育の果たす役割が重要であるという認識に立ち、「県人権教育推進プラン」および「市人権教育基底プラン（改訂版）」に基づき、教育活動のあらゆる場面において人権に関わる教育を展開・推進する。

【系統的・継続的・発展的な人権教育の推進】

重点

2-5 児童生徒の心を育む読書活動と学校図書館整備の推進

- (1) 児童生徒が、本に親しみ、自主的に読書活動に取り組めるよう、学校・家庭・地域が連携を図り、学校図書館・地域図書館を活用し、読書活動の推進に努める。

【読書活動の推進】

- (2) 学校司書等を活用した、授業における図書資料の活用や児童生徒の読書活動の推進に努め、読書の日常化を図る。

【学校司書等の活用】

2-6 特別支援教育の推進と相談体制や支援体制の充実

- (1) 共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育の理念の下、特別支援教育を担う教師の養成を強化し、建設的な対話による相互理解に基づいた合理的配慮を提供することのできる校内支援体制の充実、副籍制度を生かし、障がいの程度にかかわらず、共に学びあう交流及び共同学習の推進に努める。

【インクルーシブ教育の推進】

- (2) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用・引継を推進し、継続した指導、支援の充実に努める。また、発達・保健・福祉・医療・労働等の機関と連携し、ここあいパスポートの活用を奨励しながら、就学前から学校卒業後までを見通した長期的で一貫した支援体制を構築する。

【継続した指導・支援の充実】

- (3) 通級指導教室担当者による巡回指導を行うことで、教育的ニーズに応じた指導を自校で受けられる体制を整備し、小学校低学年からのニーズに応じた指導を充実させる。また中学校の通級指導教室の充実に努める。

【通級指導教室・巡回指導の活用】

- (4) 教育支援委員会のしくみや市内小中学校における特別支援教育の内容について、本人、保護者への情報提供を適切に行い、障がいの状態や教育的ニーズに応じた適切な教育が行えるよう就学相談・就学支援の充実に努める。

【就学相談・就学支援の充実】

2-7 外国にルーツをもつ児童生徒への日本語指導・教科指導・進路保障の充実

- (1) 外国にルーツをもつ児童生徒について、「甲賀市外国にルーツをもつ児童生徒学校受入れの手引き」および「甲賀市日本語指導のガイドライン」を活用し、外国にルーツをもつ児童生徒の学校生活や学習支援等の教育ニーズを把握し、母語支援員および日本語初期指導教室「かわせみ教室」の活用や関係機関との連携を図りながら日本語指導や教科指導、適応指導の充実に努める。

【外国にルーツをもつ児童生徒の支援・日本語指導・教科指導の充実】

- (2) 小中学校におけるキャリア教育の取組を推進し、関係機関との連携を図り、進路ガイダンスの実施等、外国にルーツをもつ児童生徒の進路保障の充実に努める。

【外国にルーツをもつ児童生徒の進路保障の充実】

柱3 健やかな心身とたくましい体力を育む教育の充実

重点

3-1 部活動の支援ならびに地域連携の推進

- (1) 生徒が希望する文化・スポーツ活動を継続できるよう、学校部活動の段階的な地域連携や拠点校方式での実施を進め、指導者の確保、参加費用負担への支援等の運営支援を行う。
【部活動支援】
- (2) 地域クラブ活動との連携を段階的に進められるよう、地域の実情に応じて運営団体・実施主体等の体制整備を行う。
【部活動の地域連携】

重点

3-2 運動習慣を確立し、たくましい体力と気力を育む取組の推進

- (1) 計画的・継続的に体力づくりに取り組む体制を構築することで、運動習慣および生活習慣の確立を図る。
【運動習慣・生活習慣の確立】
- (2) 自ら進んで運動に親しむ体育の授業の充実や、運動部活動などの振興を図るなど、運動やスポーツを通して、体力向上と気力を育む教育を推進するとともに、生涯にわたって明るく健康で豊かな生活を営むことができる児童生徒の育成に努める。
【生涯スポーツの基礎づくり】

3-3 基本的な生活習慣の確立を図る取組の推進

- (1) 「早寝・早起き・朝ご飯」を中心とした基本的な生活習慣の確立を図る。
【基本的な生活習慣の確立】
- (2) 「スマホ等使用の心得」の活用により、スマホやタブレット等情報端末機器の使い方について親子で話し合い、健康維持、学習時間の確保、また、ネットトラブルの防止等のため、家庭のルールづくりを推進する。
【スマホ等のルールづくりの推進】

3-4 心身の健康の保持・増進を図る健康教育や食育の推進

- (1) 児童生徒が、生涯にわたって心身ともに健康に過ごすことができるように、学校保健委員会等の活性化や地域の機関や団体との連携を図り、日常生活において適切な体育・健康に関する活動を促し、その必要な資質や習慣の育成に努める。
【健康の保持・増進】
- (2) 児童生徒が生涯にわたって健康な生活が送れるよう、食指導全体計画に基づき、家庭・地域・関係機関との連携を図る指導に努め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、食育を通して自ら健康管理ができる力の育成に努める。
【食育の充実】

- (3) 児童生徒が生涯にわたって口腔機能を維持して健康な生活が送れるよう、むし歯や歯周病等の歯科疾患の予防教育に努め、歯みがきや食生活習慣の改善に向けた取組を推進する。
【歯みがきの推進】

3-5 感染症予防対策の徹底と感染拡大防止のための迅速かつ適切な対応

- (1) 感染症に対する児童生徒の安全確保のため、児童生徒への必要に応じたマスク着用、手洗い等について指導するとともに、教室内等の換気、消毒等、日々の感染予防に努める。
【感染症予防対策の推進】
- (2) 周囲に感染が見られた場合、SNS への書き込み等による情報の拡散や不確かな情報の発信等をしてしないよう注意喚起を図る。
【感染者についての情報発信への注意喚起】

柱4 地域に開かれた特色ある学校づくりと小中連携・一貫教育の推進

最重点

4-1 学習内容の系統性や授業スタイルの継続等9年間の学びを踏まえた小中連携・一貫教育の推進

- (1) 中学校区ごとに小中連携・一貫教育推進会議を開催し、校区の子どもに付けたい力を明確にすると共に、各中学校区での授業力向上研修会の開催等、9年間を見通した不断の授業改善を行い、児童生徒の学ぶ力の向上に努める。
【小中連携・一貫教育推進会議の充実】
- (2) 小中接続期における児童生徒の変化を捉えるため、学校生活満足度調査を実施し、適切に児童生徒の状態を把握し、切れ目のない支援を充実する。
【学校生活満足度調査の実態・分析・活用】
- (3) 小小連携、小中連携の取組を通し、児童生徒や教職員間の相互交流を推進し、相互理解を図ることにより、各校での指導法の工夫改善につなげる。
【児童生徒や教職員の相互交流】

重点

4-2 総合的な学習の時間を中心とした地域学のカリキュラム開発と実践

- (1) 探究的な活動を基軸とする「ふるさと甲賀地域学」推進のため、各中学校区ごとに、地域の特色を題材とした探究学習のカリキュラムの開発及び実践に努め、地域に学び、地域に参加・参画・貢献し、地域に生きる態度や実践力の育成を図る。
【地域学の推進】
- (2) 児童生徒が生涯にわたって様々な困難を乗り越え、自らの生き方を考えて主体的に進路を選択・決定する意欲・態度が育つよう「キャリアパスポート」を活用し、キャリア教育の視点に立った進路指導の充実に努める。
【キャリア教育の充実】

4-3 幼保小、小中、中高の円滑な接続をめざす校園種間連携の充実

(1) 幼保小、小中、中高間での教員の相互交流を通して、相互理解を図ることにより、指導方法の工夫改善につなげる。

【教員の校種間理解の促進】

(2) 幼保小**架け橋プログラム**の作成と実践の充実を図る。

【幼保小架け橋**プログラム**の充実と共有】

4-4 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を生かした学校づくりの推進

(1) 教育課程の実施状況や目標の達成状況について自己評価と学校関係者評価とを行い、絶えず改善に努める。また、学校運営協議会、地域学校協働本部等の適切な活用を図り、保護者や地域住民の声を学校運営に生かすように努める。

【信頼される学校づくり】

(2) 学校が家庭や地域と一体となって、児童生徒の家庭や地域における体験活動との連携を図り、学校における体験活動のより一層の充実を図るとともに、学校ホームページや校報を充実させ、学校情報を発信することで開かれた学校づくりに努める。

【地域に根ざし、開かれた学校づくり】

(3) 地域の専門的な知識や技能をもった社会人等、多様な人材の協力が得られるように連携に努め、豊かな人間性や経験から学ぶ学習の推進に努める。

【地域人材の活用】

4-5 子どもの危険予測・回避能力を育成する安全教育・防災教育の推進と安全確保のための地域ぐるみの体制整備の推進

(1) 教職員一人ひとりが、災害時や教育活動中の児童生徒の安全確保を第一に考え、各校に応じた学校防災・危機管理マニュアルの作成、見直し、徹底および定期的な点検や学校危機管理についての研修や訓練等を実施し、危機管理意識の高揚に努める。

【危機管理意識の高揚】

(2) 登下校時の安全・安心確保のために、**通学路合同点検を実施したり**、「あいこうか緊急メール」「保護者連絡アプリ」「通学路安全マップ」等を活用**したりして**、保護者、地域、スクールガードその他の関係機関と連携・協力した地域ぐるみの学校安全体制の整備に努める。

【学校安全体制の整備】

(3) 児童生徒が自分の命は自分で守る意識が身に付くよう、「防災手帳」「ハザードマップ」等を活用して、防災や防犯に関する危険予測や回避能力が高まる実践的な防災・防犯教育を推進する。

【子ども自らが命を守る教育の充実】

柱5 笑顔で児童生徒と向き合い、学び続ける教職員の育成

重点

5-1 人間性・専門性・指導力等教師力を高め、探究心をもちつつ、自発的に学ぶ教職員研修の充実とOJT研修の推進ならびに教職員の資質向上に向けた組織マネジメントの推進

- (1) 自身のこれまでの実践を整理し、新たな気付きを生み出す研修を教職**ステージ**経験・職務に応じて充実させ、明日からの教育活動に生かすための教職員研修を推進する。
【専門性の向上・学び続ける教職員】
- (2) 学校で起こる様々な事象について、相談・共有し、**同じ方向で実践する組織**としてOJT研修を位置づけ、教職員相互の対話による研修を推進する。
【指導力の向上・OJT研修の充実】
- (3) すべての教職員が、人権問題についての認識と理解を深め、人間性・専門性・指導力を磨き、人権感覚・人権意識を高めるよう教職員研修を推進する。
【人権感覚・人権意識の高揚】
- (4) 具体的な活動、数値を設定した人事評価制度の「目標によるマネジメント」の活用により、教職員一人ひとりの資質の向上に努める。
【人事評価制度の活用】
- (5) **児童生徒性暴力**や個人情報の管理など、**サービス管理を徹底し**、不祥事の根絶を図るための実効性のある教職員研修の充実を図る。
【職員研修の充実】
- (6) いじめや不登校など自校の課題に即した適切な取組を推進する**ために**、教職員の生徒指導における課題対応力・不登校支援対応力の向上に向けた教職員研修の充実を図る。
【いじめ・不登校等への**対応力の向上**】

重点

5-2 教職員が誇りややりがいをもち、笑顔で児童生徒に向き合い、授業改善をはじめとした教育活動に専念できる職場環境づくりを目指すための働き方改革の推進

- (1) 「甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に取り組み、「**業務の3分類**」等を踏まえた業務の見直しを図る。
【甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の推進】
- (2) 教職員の健康づくりと勤務時間管理等の取組を進め、教職員の勤務のあり方について自ら振り返ることができる研修の充実や業務改善策の検討を推進する。
【働き方に関する意識改革】
- (3) 指導・運営体制の充実を図るべく、教育DX推進や部活動指導等の負担軽減につながる環境整備等による学校業務改善の取組についての見直しや効率化をより一層進める。
【学校業務の負担軽減】

- (4) 専門性をもった多様な人材や事務的な業務を担う職員を登用するなどして、個々の専門性や得意分野を生かせる学校組織体制を整えるとともに、保護者や地域の理解を得ながら、その教育力を最大限に活用し、一丸となって子どもを育てる。

【多様な人材活用による業務分担】

令和8年度（2026年度）学校教育の指針 新旧比較表

甲賀市教育委員会

（推進のための5つの柱）		★最重点 ◎重点	
旧（令和7年度）		新（令和8年度）	趣 旨
（柱1）			
1-2 「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりの推進・充実 1-3 目標をもち自ら学びに向かう態度を育成するための家庭学習の充実	➔	1-2 「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりや目標をもち自ら学びに向かう態度を育成するための家庭学習の推進・充実	これまで別々の標題であったが、これまでは1-2の項目がなく、1-3と併せて項目が表記されていたため1-2、1-3標題を統一。
最重点 1-3教育DXに向けた「個別最適な学び」と「協働的な学び」のツールとしてのICTの効果的な活用による情報活用能力の育成	➔	重点 1-3教育DXに向けた「個別最適な学び」と「協働的な学び」のツールとしてのICTの効果的な活用による情報活用能力の育成	2年間の集中施策を終え、一定のICT環境の状況が整ったため、重点に変更。
1-3（5）感染症や災害の発生等の緊急事態にも活用すべく備えて、家庭や学校以外の場での必要な教育活動を継続するために、タブレット端末の積極的な活用を推進する。 【緊急時のタブレット活用の推進】	➔	削除	緊急時の生徒用タブレットの活用については定着しているため。
1-4（2）外国人児童生徒	➔	1-4（2） 外国にルーツをもつ児童生徒	文科省の表現にあわせて変更。

(柱2)			
<p>2-1 (3) 「楽しさを追究する授業づくり」を通し、登校を楽しみにできる魅力ある学校づくりに努める。また、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、および授業や行動等を通じた個と集団への働きかけを大切に、発達支持的生徒指導の充実に努める。 【楽しさを追究する授業づくり・発達支持的生徒指導】</p>	➔	<p>2-1 (3) 「楽しさを追究する授業づくり」を通し、登校を楽しみにできる魅力ある学校づくりに努める。また、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話等の勇気づけのボイスシャワーや、授業や行動等を通じた個と集団への働きかけを大切にすることにより、発達支持的生徒指導の充実に努める。 【楽しさを追究する授業づくり・発達支持的生徒指導】</p>	<p>甲賀市での生徒指導上における大切な視点として表記。</p>
<p>2-1 (4) 児童生徒を理解し、教職員と児童生徒との信頼関係を築くことに努める。自他の命を大切に、グループ、学級、学年、学校集団活動の充実を通して、児童生徒相互の交流を深め、一人ひとりが互いに良さを認め合う「居心地のよい空間づくり」に努める。また、いじめ防止教育や情報モラル教育等の課題未然防止教育の実践や、いじめ未然防止に係る児童生徒による自治的集団活動の取組を通し、課題予防的生徒指導の充実に努める。 【人間関係の育成・居心地のよい空間づくり・課題予防的生徒指導】</p>	➔	<p>2-1 (4) 児童生徒を理解し、教職員と児童生徒との信頼関係を築くことに努める。自他の命を大切に、グループ、学級、学年、学校集団活動の充実を通して、児童生徒相互の交流を深め、一人ひとりが互いに認め合う「居場所づくり」に努める。また、いじめ防止教育や情報モラル教育等の課題未然防止教育の実践や、いじめ未然防止に係る児童生徒による自治的集団活動の取組を通し、課題予防的生徒指導の充実に努める。 【人間関係の育成・居場所づくり・課題予防的生徒指導】</p>	<p>安心できる環境整備にとどめるのではなく、児童生徒一人ひとりが他者との関係の中で認められ、役割を持ち、自分の存在価値を実感できる状態を目指す。良さがないと認め合えないのではなく、その人の存在自体を尊重できる人格形成が大切であることから。</p> <p>また、水口学区で取り組んでいる生きぬく力の礎育み事業でも子どもの自尊感情を育む手立ての一つに「居場所づくり」を挙げているので整合性をもたせるため。</p>

<p>2-1 (5) 定期的ないじめアンケートや教職員間の情報共有を通し、いじめの早期発見対応に努める。いじめを発見した場合には、直ちに学校のいじめ問題対策委員会において情報を共有し、組織的な対応を行う。また、いじめの解消が確認されるまで、被害児童生徒の立場に立った丁寧な対応に努めるとともに、加害児童生徒への適切な指導、支援を図る。</p>	<p>→</p>	<p>2-1 (5) いじめアンケートは、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図るための重要な手段の1つであり、児童生徒一人ひとりの小さな不安や困り感を丁寧に受け止め、支援につなげることを目的として実施する。また、児童生徒が「いじめ」と明確に認識していない段階の事案についても、いじめの可能性として受け止め、直ちに学校のいじめ問題対策委員会において情報を共有し、組織的な対応、必要な支援を優先する。また、いじめの解消が確認されるまで、対象児童生徒の立場に立った丁寧な対応に努めるとともに、関係児童生徒への適切な指導、支援を図る。</p>	<p>いじめアンケートを単なる実態把握の手段ではなく、把握・共有・継続支援につなげる仕組みとして明確化し、児童生徒に寄り添う支援体制の強化を図る。</p>
<p>2-2 (1) いじめ・虐待や不登校、問題行動等生徒指導上の課題について、学年部会やケース会議等を開催し、本人や環境についての多面的な見立てに基づいた迅速、的確な課題の解決に努める。不登校児童生徒への支援においては、「児童の権利に関する条約」および「子ども基本法」の理念に則り、情報共有とアセスメント、プランニングを組織的に行い、SSR等居場所の確保およびICT活用等を通じた学習の保障に努め、必要に応じてSC、SSW、教育支援センター、フリースクール等多様な居場所や関係機関と連携しながら、当該児童生徒および保護者に寄り添った対応に努める。</p>	<p>→</p>	<p>2-2 (1) いじめ・虐待や不登校、問題行動等生徒指導上の課題について、学年部会やケース会議等を開催し、本人や環境についての多面的な見立てに基づいた迅速、的確な課題の解決に努める。不登校児童生徒への支援においては、「児童の権利に関する条約」および「子ども基本法」の理念に則り、情報共有と個々に応じた適切なアセスメント、プランニングを組織的に行い、必要に応じてSC、SSW、教育支援センター、フリースクール等多様な居場所や関係機関と連携しながら、当該児童生徒および保護者に寄り添った対応に努める。</p>	<p>SSRの設置は全小中学校で完了し、ICT活用等を通じた学習の保障等の支援を個々に応じた適切な支援の中に集約。</p>
	<p>→</p>	<p>2-3 (4) 課題未然防止教育（課題予防的生徒指導）や全ての児童生徒が、「自ら危険を予測し、自ら回避できる力」、特に子どもを性被害から守るために、性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるよう発達段階に応じて、「生命（いのち）の安全教育」を計画的・継続的に実施する。</p> <p>【生命（いのち）の安全教育の実施】</p>	<p>性犯罪・性暴力等から子どもを守る視点を含め、発達段階に応じて計画的・継続的に実施することを明記。</p>

2-5 児童生徒の心を育む読書活動と学校図書館整備の推進	➡	重点 2-5 児童生徒の心を育む読書活動と学校図書館整備の推進	重点1-2(5)の【主体的な家庭学習の充実】に合わせ、さらなる児童生徒の読書活動の推進を図る。
2-6(1) 障がいのあるなしにかかわらず、	➡	2-6(1) 障がいの 程度 にかかわらず、	人権的観点から、より適切な表記へ変更。
2-7 外国人児童生徒への日本語指導・教科指導・進路保障の充実	➡	2-7 外国にルーツをもつ 児童生徒への日本語指導・教科指導・進路保障の充実	「甲賀市外国にルーツをもつ児童生徒学校受入れの手引き」および「甲賀市日本語指導のガイドライン」の策定に合わせ表記を変更。また、同手引き、ガイドラインを活用し、より一層の推進を図る。
2-7(1) 外国人児童生徒の教育ニーズを把握し、母語支援員および日本語初期指導教室「かわせみ教室」(拡充)の活用や関係機関との連携を図りながら日本語指導や教科指導、適応指導の充実に努める。 【外国人児童生徒の支援・日本語・教科指導の充実】	➡	2-7(1) 外国にルーツをもつ児童生徒について、「甲賀市外国にルーツをもつ児童生徒学校受入れの手引き」および「甲賀市日本語指導のガイドライン」を活用し、外国にルーツをもつ児童生徒の学校生活や学習支援等の教育ニーズを把握し、母語支援員および日本語初期指導教室「かわせみ教室」の活用や関係機関との連携を図りながら日本語指導や教科指導、適応指導の充実に努める。 【 外国にルーツをもつ 児童生徒の支援・日本語 指導 ・教科指導の充実】	
(2) 小中学校における 進路保障 ・キャリア教育の取組推進と、民間との協働による進路ガイダンス実施による進路選択支援の推進を図る。 【外国人児童生徒の進路保障の充実】	➡	2-7(2) 小中学校におけるキャリア教育の取組を推進し、 関係機関との連携を図り、進路ガイダンスの実施等、外国にルーツをもつ児童生徒の進路保障の充実に努める。 【 外国にルーツをもつ 児童生徒の進路保障の充実】	
(柱3)			
重点 3-1 部活動の支援ならびに地域 移行に向けた取組 の推進	➡	重点 3-1 部活動の支援ならびに地域 連携 の推進	令和8年度は、本市の現状にあわせて。(※今後、地域展開に向けた取組を検討していく)

3-1 (2) 地域クラブ活動への移行 【部活動の地域移行】	→	3-1 (2) 地域クラブ活動との連携を 【部活動の地域連携】	令和8年度は、本市の現状にあわせて。(※今後、地域展開に向けた取組を検討していく)
3-2 (2) 自ら進んで運動に親しむ体育の授業の充実や、運動部活動などの振興を図り、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、運動やスポーツを豊かに実践し、体力向上と気力を育む教育を推進するとともに、生涯にわたって明るく健康で豊かな生活を営むことができる児童生徒の育成に努める。	→	3-2 (2) 自ら進んで運動に親しむ体育の授業の充実や、運動部活動などの振興を図るなど、運動やスポーツを豊かに実践し、を通して、体力向上と気力を育む教育を推進するとともに、生涯にわたって明るく健康で豊かな生活を営むことができる児童生徒の育成に努める。	国スポ・障スポの滋賀県開催終了を受けて。
(柱4)			
	→	最重点 4-1 学習内容の系統性や授業スタイルの継続等9年間の学びを踏まえた小中連携・一貫教育の推進	9年間の学びを踏まえた小中連携・一貫教育の推進を最重点とし、各中学校区ごとに校区の子どもに付けた力を明確にし、切れ目のない支援を充実させる。
	→	4-1 (1) 中学校区ごとに小中連携・一貫教育推進会議を開催し、校区の子どもに付けた力を明確にすると共に、各中学校区での授業力向上研修会の開催等、9年間を見通した不断の授業改善を行い、児童生徒の学ぶ力の向上に努める。 【小中連携・一貫教育推進会議の充実】	
	→	4-1 (2) 小中接続期における児童生徒の変化を捉えるため、学校生活満足度調査を実施し、適切に児童生徒の状態を把握し、切れ目のない支援を充実する。 【学校生活満足度調査の実態・分析・活用】	

	→	4-1(3) 小小連携、小中連携の取組を通し、児童生徒や教職員の相互交流を推進し、相互理解を図ることにより、各校での指導法の工夫改善につなげる。 【児童生徒や教職員の相互交流】	9年間の学びを踏まえた小中連携・一貫教育の推進を最重点とし、各中学校区ごとに校区の子どもに付けたい力を明確にし、切れ目のない支援を充実させる。
	→	重点 4-2 総合的な学習の時間を中心とした地域学のカリキュラム開発と実践	
	→	4-2(1) 探究的な活動を基軸とする「ふるさと甲賀地域学」推進のため、各中学校区ごとに、地域の特色を題材とした探究学習のカリキュラムの開発及び実践に努め、地域に学び、地域に参加・参画・貢献し、地域に生きる態度や実践力の育成を図る。 【地域学の推進】	総合的な学習の時間を中心とした地域学のカリキュラム開発と実践を重点とし、中学校区ごとの地域学の推進を図る。
4-2(2) 幼保小架け橋期のカリキュラムの作成と実践の充実を図る。 【幼保小架け橋期のカリキュラムの充実】	→	4-3(2) 幼保小架け橋プログラムの作成と実践の充実を図る。 【幼保小架け橋プログラムの充実と共有】	文科省の表現にあわせて変更。
4-6(2) 登下校時の安全・安心確保のために、「あいこうか緊急メール」「保護者連絡アプリ」「通学路安全マップ」等を活用して、保護者、地域、スクールガードその他の関係機関と連携・協力した地域ぐるみの学校安全体制の整備に努める。 【学校安全体制の整備】	→	4-5(2) 登下校時の安全・安心確保のために、通学路合同点検を実施したり、「あいこうか緊急メール」「保護者連絡アプリ」「通学路安全マップ」等を活用したりして、保護者、地域、スクールガードその他の関係機関と連携・協力した地域ぐるみの学校安全体制の整備に努める。 【学校安全体制の整備】	甲賀市での通学路合同点検を反映させた学校安全体制の整備に努める。

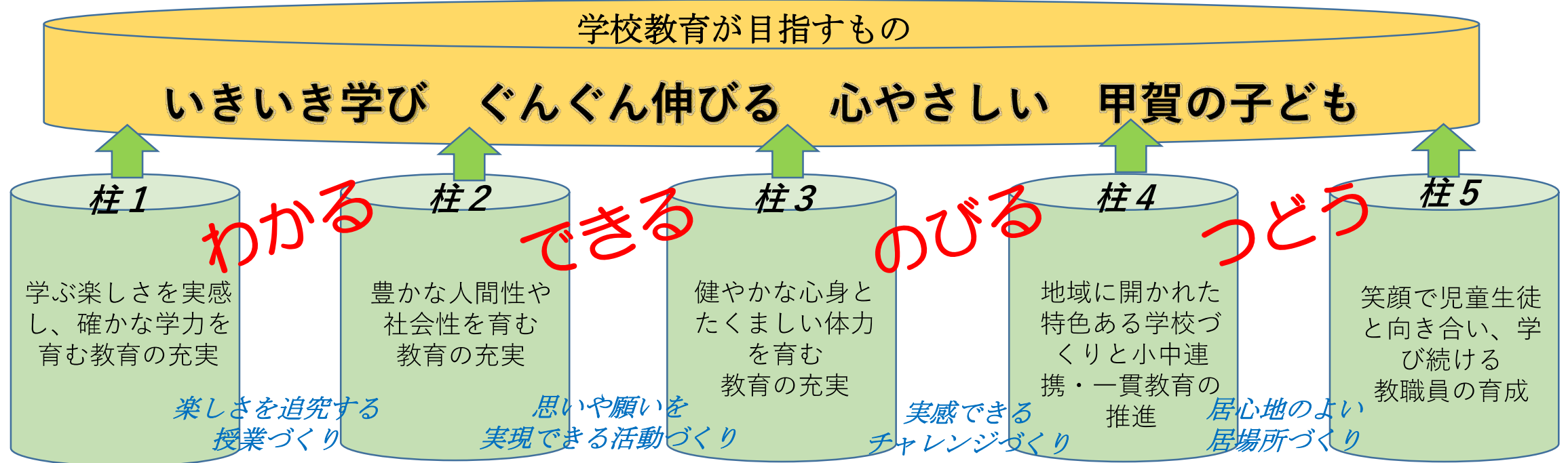
(柱5)			
5-1 (1) 教職経験・職務	→	5-1 (1) 教職 ステージ 経験・職務	基礎形成期・伸長期・充実期・発展期に分け、文科省の指針に基づき、研修や専門性向上を図る。
5-1 (2) 具体的に実行できる組織	→	5-2 (2) 同じ方向で実践する組織	教職員の専門性が発揮できる心理的安全性のある職場風土を醸成し、チーム学校として機能する組織を形成する。
5-1 (3) すべての教職員が いじめなど 、人権問題についての認識と	→	いじめなど 、の表記を削除	教職員が人権尊重の理念について十分認識し、確かな人権意識を身につけるための研修を行う。
5-1 (5) 個人情報の管理の徹底やあらゆる不祥事の根絶を図るための実効性のある教職員研修の充実を図る。 【職員研修の充実】	→	5-1 (5) 児童生徒性暴力 や個人情報の管理 など 、 服 務管理を徹底し 、不祥事の根絶を図るための実効性のある教職員研修の充実を図る。 【職員研修の充実】	教職員による児童生徒性暴力をはじめとするあらゆる不祥事の根絶を図る。
5-1 (6) いじめや不登校など自校の課題に即した適切な取組を推進する。とりわけ、教職員の生徒指導における課題対応力・不登校支援対応力の向上に向けた教職員研修の充実を図る。 【いじめ・不登校等への適切な対応】	→	5-1 (6) いじめや不登校など自校の課題に即した適切な取組を推進する ために 、教職員の生徒指導における課題対応力・不登校支援対応力の向上に向けた教職員研修の充実を図る。 【いじめ・不登校等への 対応力の向上 】	積極的生徒指導によるいじめや不登校の未然防止を図るとともに、児童生徒の言動や行動等、些細な変化に気づき、対応する力を向上し、適切な初期対応を図る。
	→	5-2 (1) 「甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に取り組み、「業務の3分類」等を踏まえた業務の見直しを図る。 【 甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の推進 】	「甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」が作成されたことにより追記。
5-2 (1) 5-2 (2) 5-3 (3)	→	5-2 (2) 5-2 (3) 5-3 (4)	上記5-1 (1) が追加されたことにより変更。

〈甲賀市教育方針〉たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

〈教育目標〉①ともに学び、ともに育ち、ともに生きる ②豊かな心と健やかな体を育む ③郷土への誇りをもち、世界に発信できる人を育てる

明日もIKOKA（行こうか）プラン2026 ～学ぶ楽しさを実現するために～

I・居場所がある KO・個々が生きる KA・可能性に挑戦する



- ★IKOKA学習デザインを基盤とした主体的・対話的で深い学びの実現
- ◎「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりや家庭学習の推進・充実
- ◎ICTの効果的な活用による情報活用能力の育成
- ・外国語教育・国際教育の充実

- ★いじめを許さず、認め合い、支えあい、高め合う学級、学校づくり
- ★不登校児童生徒への支援と教育相談の充実
- ・多様な人々との共生をめざす教育活動や道徳教育の充実
- ・人権教育の充実
- ◎読書活動と図書館整備の推進
- ・特別支援教育の推進
- ・外国にルーツをもつ児童生徒への日本語指導等・進路保障の充実

- ◎部活動の支援ならびに地域連携に向けた推進
- ◎運動習慣の確立
- ・基本的生活習慣の確立
- ・健康教育や食育の推進
- ・感染症予防対策の徹底と感染症拡大予防のための適切な対応

- ★学習内容の系統性や授業スタイルの継続等9年間の学びを踏まえた小中連携・一貫教育の推進
- ◎総合的な学習の時間を中心とした地域学のカリキュラム開発と実践
- ・幼保小、小中、中高の円滑な接続をめざす校種間連携の充実
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を生かした学校づくりの推進
- ・地域ぐるみの安全、防災教育の推進

- ◎人間性・専門性・指導力等教師力を高め、探究心をもちつつ、自発的に学ぶ教職員研修の充実
- ◎教職員の資質向上に向けた組織マネジメントの推進
- ◎教職員が教育活動に専念できる職場環境づくり・働き方改革の推進



明日も IKOKA 学習デザイン

～楽しい授業術～

目指す授業

学ぶ楽しさを実感し、学ぶ力を育む教育の充実

個々が生きる学びの場の実現



安心できる学習集団の場であるとともに、「伝えたい」、「聞きたい」と、自分の思いや考えをアウトプットし、他者との対話から学ぶ学習

知識を構築、再構築できる
単元・授業を展開する教師の仕掛け



「もっと知りたい」、「できるようになりたい」と、自ら問いを見だし、その解決に向けて、自己決定しながら学ぶ学習

子どものやる気にスイッチを入れ、
学習活動の目的や方法を選択できる
単元・授業を創造する教師の仕掛け



「わかった」、「できた」と、自分の学びの変化や深まりを自覚し、さらに、人、もの、社会、自然に進んで関わって学ぶ学習

子どもの学びを価値付ける
教師の仕掛け

主体的

KO

KA

深い学び

居場所のある学びの場の実現

学ぶ楽しさ
学ぶ力

可能性に挑戦する学びの場の実現

こうか授業術「5箇条」を土台に！

児童生徒の学ぶ意欲を高め、家庭での学習の充実と習慣化を図る。学習ドリル等も活用する。自ら課題を設定し、計画的に学習を進められるようにする。

家庭学習の充実

課題意識が持続する工夫を！

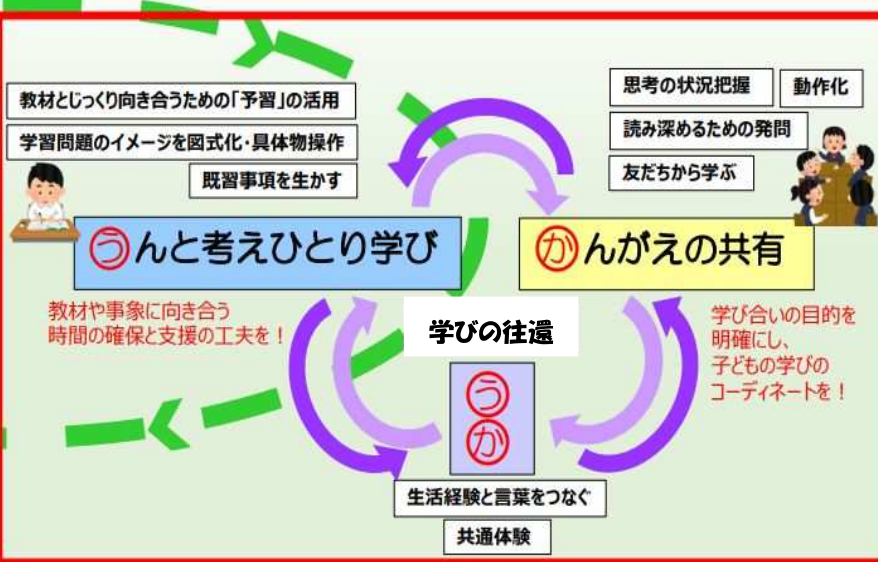
① ども主体の課題づくり

学校での学びと家庭での学びをつなげ、やる気と定着度アップ！

② ながる課題づくり
(家庭学習の充実)

③ 業のまとめと振り返り

学習課題に対する授業のまとめと、次の学習に主体的に挑戦する力を生み出す工夫を！



教育DXに向けた「個別最適な学び」と「協働的な学び」のツールとしてICTを有効活用する。主体的・対話的で深い学びのために、児童生徒自身がICTを必要であると判断し、選択して活用できるようにする。

情報活用能力の育成

議案第 4 2 号

令和 8 年度（2026 年度）甲賀市乳幼児教育・保育の指針の決定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

令和8年度（2026年度）甲賀市乳幼児教育・保育の指針の決定に
ついて

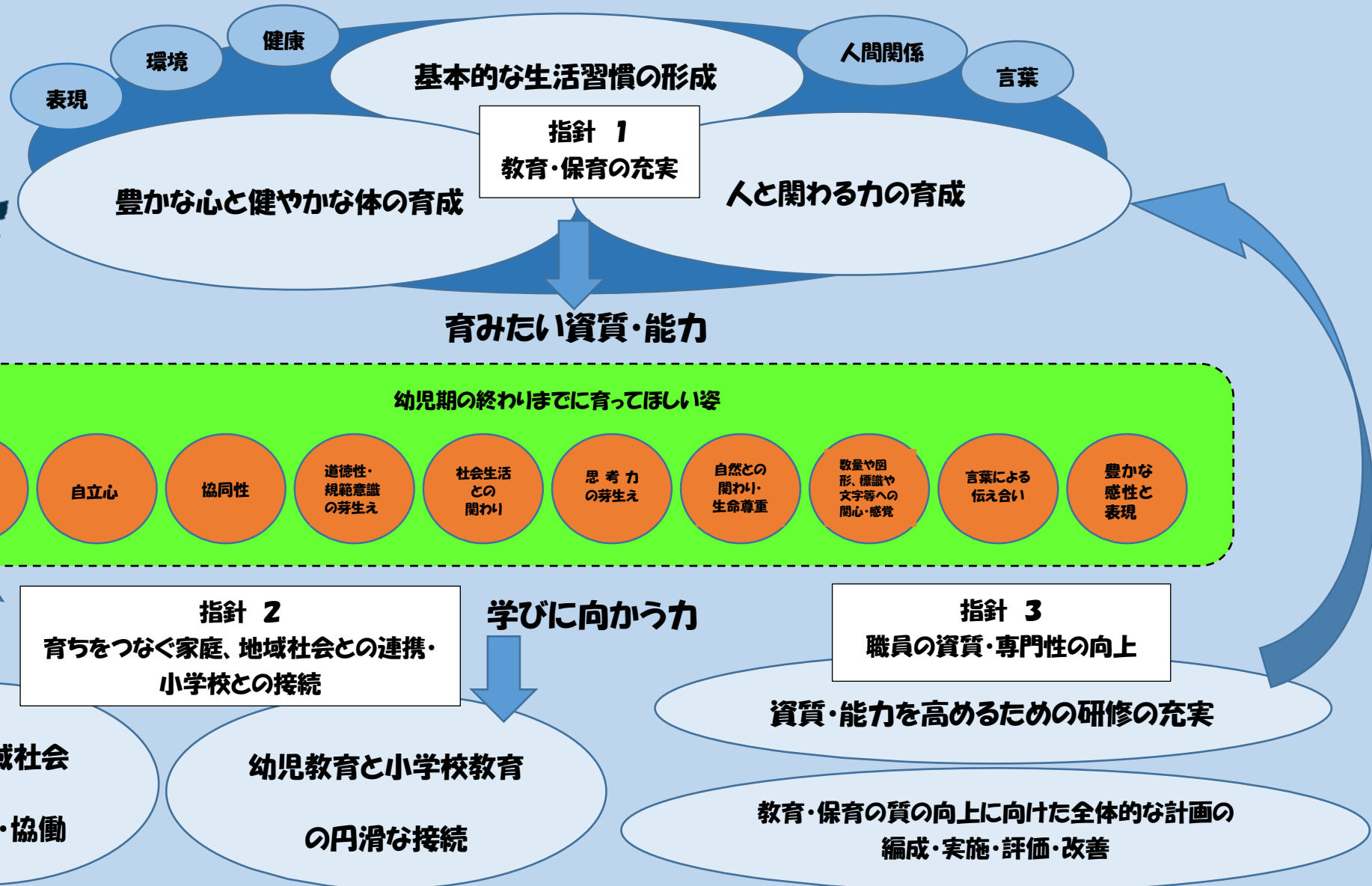
令和8年度（2026年度）甲賀市乳幼児教育・保育の指針を別紙により決定することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年度(2026年度) 甲賀市乳幼児教育・保育の指針

教育・保育目標 《甲賀市の乳幼児教育・保育がめざすもの》

乳幼児期における「早寝・早起き・朝ごはん・挨拶・読書・運動」などの基本的な生活習慣を身につけ、豊かな心と健やかな体や人と関わる力を培い、夢と生きる力を育てる

あい甲賀
いつもの暮らしに
「しあわせ」を
感じるまち



令和8年度（2026年度）

甲賀市乳幼児教育・保育の指針

I. 教育・保育目標

《甲賀市の乳幼児教育・保育がめざすもの》

乳幼児期における『早寝・早起き・朝ごはん・挨拶・読書・運動』などの基本的な生活習慣を身につけ、豊かな心と健やかな体や人と関わる力を培い、夢と生きる力を育てる。

II. 保育園・認定こども園における乳幼児教育・保育推進の指針

指針1 教育・保育の充実

指針2 育ちをつなぐ家庭、地域社会との連携・小学校との接続

指針3 職員の資質・専門性の向上

III. 幼児教育・保育推進の視点

指針1 教育・保育の充実

視点1 基本的な生活習慣の形成

- 1－（1）心地よさや満足感を味わう活動の工夫
- 1－（2）発達に応じた生活環境の工夫
- 1－（3）家庭との連携
- 1－（4）一日の生活の連続性及び生活リズムの多様性に配慮した教育及び保育の内容の工夫

視点2 豊かな心と健やかな体の育成

- 2－（1）創造性を豊かにする活動の充実
- 2－（2）絵本や物語などに親しむ機会の充実
- 2－（3）心と体を十分に動かして遊ぶ活動の充実
- 2－（4）身近な動植物の生命を大切にする心の育成
- 2－（5）地域の自然を活かした体験活動の充実
- 2－（6）食育の推進
- 2－（7）健康・安全教育、防災・防犯教育の推進
- 2－（8）環境教育の推進
- 2－（9）言葉に対する感覚や、言葉で表現する力の育成
- 2－（10）数量や標識等、身近な事象に関する感覚の育成

視点3 人と関わる力の育成

- 3－（1）愛着の形成
- 3－（2）信頼関係を築く環境づくり

- 3－(3) 自己肯定感の育成
- 3－(4) 友達と関わる力の育成
- 3－(5) 異年齢の子ども同士の交流の充実
- 3－(6) 規範意識の芽生えと協同的・活動的な学びの充実
- 3－(7) 道徳性の芽生えの育成
- 3－(8) 人権感覚の芽生えの育成
- 3－(9) 国際感覚の芽生えの育成
- 3－(10) 挨拶の推進

指針2 育ちをつなぐ家庭、地域社会との連携・小学校との接続

視点4 家庭・地域社会との連携・協働

- 4－(1) 保護者同士の仲間づくりの推進
- 4－(2) 子育て相談、保護者研修の充実
- 4－(3) 児童虐待の予防と家庭への支援の充実
- 4－(4) 発達支援の充実
- 4－(5) 子育て支援の推進
- 4－(6) 地域社会における子育て支援の充実
- 4－(7) 外国籍にルーツをもつ家庭など特別な配慮を必要とする家庭への支援
- 4－(8) 性の多様性や個人差等を大切にした教育・保育の充実
- 4－(9) 特別な配慮を要する子どもへの対応

視点5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

- 5－(1) 幼児と児童の交流促進
- 5－(2) 幼児教育と小学校教育の相互理解と発達や学びの連続性の確保
- 5－(3) 発達の共通理解

指針3 職員の資質・専門性の向上

視点6 資質・能力を高めるための研修の充実

- 6－(1) 実践的・主体的な研修・研究の充実
- 6－(2) 特別支援教育の推進
- 6－(3) 人権教育の推進と適切な教育・保育の実施
- 6－(4) 教育・保育の質向上に向けた組織的な取り組み
- 6－(5) 危機管理意識の向上

視点7 教育・保育の質の向上に向けた全体的な計画の編成・実施・評価・改善

- 7－(1) 園の教育・保育の方針や目標を含めた全体的な計画の作成
- 7－(2) 教育・保育の質の向上推進

令和8年度（2026年度）甲賀市乳幼児教育・保育実践の重点

【*印：関連する事項】

指針1 教育・保育の充実

視点1 基本的な生活習慣の形成

1－（1）心地よさや満足感を味わう活動の工夫

乳幼児が自分でやろうとする意欲や行動を温かく見守り、一人一人に応じた指導援助を行い『自分でやり遂げた』という満足感や自立心の育成に努める。

*子どもが主体的に生活する保育環境

1－（2）発達に応じた生活環境の工夫

心身ともに健康に過ごすことができるよう、発達に応じた生活環境を整え、一人一人の生活リズムに配慮したきめ細やかな指導に努め、基本的な生活習慣の確立を図る。

*生活習慣の確立のための絵や写真の表示

1－（3）家庭との連携

基本的な生活習慣を形成するため、『早寝・早起き・朝ごはん』など規則正しい生活のリズムが身につくよう家庭と十分な連携を図る。

*保育参観（参加）の実施

*『早寝・早起き・朝ごはん』の啓発

1－（4）一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮した教育及び保育の内容の工夫

教育及び保育の内容や展開については、子ども一人一人の実情に合った遊びや生活の場などの居場所をつくり、周囲の環境に落ち着いて関わることができるよう援助したり、長時間在園する園児については午後以降、家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごせるようにするなど、一日の生活の流れを意識しながら園生活を組み立てる視点をもつ。

視点2 豊かな心と健やかな体の育成

2－（1）創造性を豊かにする活動の充実

自然や人々やものなど身近な環境と関わる中で、美しいものや優れたもの、心を動かす出来事に出会い、感動したことや想像したことを、かく、つくる、歌う、踊るなど、自分なりに豊かに表現し充実感を味わえるよう、様々な素材や用具の準備、

また、本物に出会える機会などの環境の充実を図る。

- *本物と出会う感動体験
- *様々な素材を使った表現活動

2－(2) 絵本や物語などに親しむ機会の充実

絵本や物語などに親しみ、絵本や物語の世界に浸る経験や、関わる人と同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる体験ができるよう、想像する楽しさを味わえるような季節や成長段階に応じた読み聞かせやおはなし会等、環境を工夫し機会の充実を図る。

- *絵本の読み聞かせ・おはなし会の充実
- *図書館の活用
- *絵本の貸し出し
- *保護者への絵本の魅力発信・啓発

2－(3) 心と体を十分に動かして遊ぶ活動の充実

いろいろな遊びや体験の中で十分に心と体を動かすことの心地よさや楽しさを味わえる活動の充実を図る。自らが体を動かそうとする意欲を大切にし健やかな心と体の育成に努める。

- *リズム遊び
- *わらべうた遊び
- *運動遊びがしたくなる環境

2－(4) 身近な動植物の生命を大切にする心の育成

飼育・栽培活動などを通して、動植物に興味や関心を深めるとともに、生命の誕生や終わりといったことに遭遇することで生命の尊さに気づき、それらをいたわり大切にしようとする心の育成に努める。

- *身近な生き物の飼育・植物の栽培、観察

2－(5) 地域の自然を活かした体験活動の充実

自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに心を動かし、積極的に関わる体験を通して、好奇心や探求心、自然に対する親しみや畏敬の念などを育て、科学的な見方や考え方の芽生えが培われるよう、地域の環境を活かした自然体験の充実を図る。

- *地域の自然を活かした体験活動
- *戸外遊び・散歩・遠足での自然体験
- *木育の推進

2－(6) 食育の推進

食に関わる体験を通して、自然の恵みや調理する人などに感謝する気持ちと、食べることを楽しみ、食への興味や関心が育まれるよう、食育の推進を図る。

- * 食育計画の作成
- * 野菜等の栽培・クッキング
- * 食育だよりなどによる家庭への啓発
- * 食育講座の実施

2－(7) 健康・安全教育、防災・防犯教育の推進

自分の体に関心を持ち、自分の体を大切にしたり相手の体も大切にしようとする気持ちを育む。また、感染症の流行を最小限にするために、咳エチケットや、正しい手洗いの方法等、健康で清潔な生活習慣を日常生活の中で身につけられるようにしていく。

安全についての理解を深めるとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるように計画的な訓練や日常的な指導をする。

- * 生命（いのち）の安全教育
- * 感染予防対策の実践
- * 保健計画・安全計画の作成
- * 交通指導
- * 防災教育（避難訓練）、防犯訓練

2－(8) 環境教育の推進

身近な環境に関心を持ち、生活や地域の環境保全活動を積極的に行う中で、資源や環境を大切にする心を育む。

- * リサイクル活動やごみの分別等
- * 廃材を使った制作活動
- * 栽培活動

2－(9) 言葉に対する感覚や、言葉で表現する力の育成

感じたことや考えたことを自分なりに話したりして表現する意欲や、友達や職員等の話を聞こうとする態度が育まれるよう、身近な人との関わりや言葉で伝えたいような経験や活動の充実を図る。

- * ごっこ遊び、ことば遊び
- * サークルタイム

2－（10）数量や標識等、身近な事象に関する感覚の育成

生活や遊びの中で、数えたり量ったりする便利さと必要性に気づいたり、文字や標識がコミュニケーションの手段の一つであることが自然に感じ取れるよう、環境を工夫し援助を行う。

*** ごっこ遊び、制作遊び**

*** 散歩、自然体験活動 等**

視点3 人と関わる力の育成

3－（1）愛着の形成

身近な大人との関わりの中で、温かなやり取りやスキンシップを積み重ねることにより、心地よさや安心感など一人一人の欲求を満たすことで、生涯にわたる人との信頼関係の基礎を培う。

*** 愛着関係が育まれる育児担当制保育**

3－（2）信頼関係を築く環境づくり

安定した生活の中で、一人一人が認められ、愛されているということが実感できるよう、子どもとの信頼関係を築き、互いを大切に認め合える集団づくりに努める。

*** 互いに認め合えるクラス運営**

3－（3）自己肯定感の育成

一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や意欲などを高めるとともに、自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切な受容や言葉がけを行い自己肯定感の育成を図る。

*** 応答的な触れ合いや言葉がけ**

3－（4）友達と関わる力の育成

一人一人の子どもの様子を丁寧に見取り、寄り添いながら、様々な機会をとらえ、適切に援助することにより友達と関わる力の育成を図る。

*** ごっこ遊び**

3－（5）異年齢の子ども同士の交流の充実

異年齢の子ども同士の関わりにより、他者へのいたわりの気持ちや態度を身に付けたり、憧れの気持ちや新たな活動への期待や挑戦の意欲をもてるよう、日常の園生活の中で異年齢の子ども同士が関われる環境を構成し、異年齢交流ならではの心情や態度の育成を図る。

3－(6) 規範意識の芽生えと協同的・活動的な学びの充実

園での生活を通して、きまりを守る必要性が分かるとともに、共通の目的を見だし、協力して物事をやり遂げようとする気持ちを育み、協同的・活動的な学びの充実に努める。

***集団遊び**

3－(7) 道徳性の芽生えの育成

友達と互いに思いを伝え合いながら様々な体験を重ねる中で、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりするなど、相手の立場に立って行動できるように教育・保育を進め、道徳性の芽生えの育成を図る。

***愛情豊かなかわりと適切な援助**

3－(8) 人権感覚の芽生えの育成

職員等は、子どもの人権感覚に影響を与える存在であることを自覚し、自らの人権感覚を磨き、子どものありのままの姿を受け止め、共に過ごす中で、子どもが自ら育つ力を尊重し、愛情と信頼をもって生命を大切に作る心の育成に努める。

***人権教育全体計画の作成**

3－(9) 国際感覚の芽生えの育成

言語や生活習慣など様々な子どもが共に生活をする中で、異なる文化に触れ、多様性を受け入れ互いに認め合える体験ができるように教育・保育を進め、国際理解の基盤を培う。

***多文化を生かした教育・保育の実践**

3－(10) 挨拶の推進

身近な大人や友達とともに生活する中で、親しみをこめて挨拶を交わす心地よさを感じられるよう、挨拶の推進を図る。

***温もりのある環境づくりの推進**

指針2 育ちをつなぐ家庭、地域社会との連携・小学校との接続

視点4 家庭・地域社会との連携・協働

4－(1) 保護者同士の仲間づくりの推進

保護者の悩みを共感的に受け止めることのできる体制づくりと、活動の充実に図り、親子が集い、つながる場を設け保護者同士の仲間づくりの推進に努める。

***クラス懇談会**

***保護者会行事**

4－（２）子育て相談、保護者研修の充実

一人一人の保護者の状況や子育ての意向を理解し受容するとともに、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮した子育て相談、保護者のニーズに合わせた研修の充実に努める。

- *保護者研修会**
- *子育て相談**
- *個別懇談**

4－（３）児童虐待の予防と家庭への支援の充実

園児の身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態について、ふだんからきめ細かに観察し、虐待の疑いや養育が困難な家庭、また虐待を受けた子どもの保護など特別な配慮を必要とする子どもと家庭について、関係機関と連携し、適切な対応と支援に取り組む。

- *関係機関との連携**
- *ケース会議**

4－（４）発達支援の充実

発達支援が求められる子どもに対しては、関係機関と連携及び協力を図りつつ、子どもだけでなく、保護者を含む家庭の支援を行う。また、医療機関や児童発達支援センター等と密に連携し、支援及び発達の内容や子どもの状況等についても情報の共有に努める。

- *児童発達支援センター等との連携**
- *医療機関との連携**

4－（５）子育て支援の推進

おはなし会や家庭教育講座などを通して、教育・保育に関わるボランティアとともに、子どもの育成と安心して子育てができる家庭環境の支援に努める。

- *絵本貸し出し**
- *読み聞かせサポーターによるおはなし会**
- *子育て親育ち講座**

4－（６）地域社会における子育て支援の充実

地域の子どもの健全育成や子育て家庭の養育力の向上のため、保護者や地域の人々との子育ての喜びを分かち合い、子育てに関する知恵や知識を交換し、子育ての文化や子どもを大切にする価値観等をともに紡ぎだせるよう、地域や関係機関と

連携・協力しながら、地域全体の「子育て力」の向上に努める。

***世代間交流事業**

***未就園児交流事業による子育て支援**

***子育て支援センターとの連携**

***乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
による子育て支援**

4－（7）外国にルーツをもつ家庭など特別な配慮を必要とする家庭への支援

外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭等、特別な配慮を必要とする家庭では、送迎時などにおける丁寧な関わりの中で家庭の状況や問題を把握し、子どもの園での状況を保護者と共有するとともに、保護者の意向や思いを理解したうえで、必要に応じて関係機関との連携を図る。

***母語相談支援員による通訳や翻訳**

***多文化交流の活動**

***甲賀市国際交流協会との連携**

4－（8）性の多様性や個人差等を大切にした教育・保育の充実

子どもの性の多様性や個人差等を踏まえて環境を整え、子ども一人一人の行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないように、人権に配慮した教育・保育を心掛け、職員が自らの価値観や言動を省察していく。

***人権研修**

4－（9）特別な配慮を要する子どもへの対応

慢性疾患等を有する子どもへの対応として、その主治医及び保護者との連絡を密にし、その子どもに合わせた教育及び保育を計画する。また、定期服薬中の薬剤の効能や副作用についても理解をしておく。

医療的ケアを必要とする子どもを受け入れる場合は、主治医や園医、看護師等と十分に協議するとともに、救急対応が可能である協力医療機関とも密接な連携を図る。

***医療的ケア等に関する研修**

視点5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

5－（1）幼児と児童の交流促進

小学校と交流をすることで、小学校生活に期待や憧れの気持ちを持ち、双方の学びが広がり深まるよう、連携を図り内容を充実していく。

***小学校児童との交流活動**

***一日入学・体験入学などによる交流**

5－（2）幼児教育と小学校教育の相互理解と発達や学びの連続性の確保

幼保小がそれぞれの実態を把握し、幼児教育と小学校教育の相互理解や発達段階に即した系統立てた指導の充実に努める。また、園と小学校が「幼児期までに育てほしい姿」を共有し、幼児教育で育まれた資質・能力を踏まえ、子どもの成長を切れ目なく支えられるよう幼保小接続のための取り組みに努める。

- *保育・授業の参観、幼保小合同研修会
- *架け橋期カリキュラムの作成

5－（3）発達の共通理解

子どもたちの内面理解に努め、一人一人の成長・発達の過程に応じた適切な教育・保育の充実のため、関係機関と積極的な連携を図る。

- *発達支援課、子育て政策課、学校教育課との連携
- *個別の教育支援計画・個別の指導計画の送付
- *教育支援委員会

指針3 職員の資質・専門性の向上

視点6 資質・能力を高めるための研修の充実

6－（1）実践的・主体的な研修・研究の充実

日々の教育・保育を観察する中での気付きから、自らの課題を見つけ、子どもの見取りに基づいた環境構成を行うなど、より専門的な知識や技術を身につけることができるよう、園内研究や各種研修会へ積極的に参加し自己研鑽に努め、質の向上を図る。

- *環境を通して行う教育・保育の推進
- *公開保育・研究保育
- *ドキュメンテーションを用いたカンファレンス

6－（2）特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どものもてる力を高め、自立や主体的な取り組みを支援するため、発達過程や特性などを理解し環境を整え、生活や遊びの中で個別の指導計画をもとにそれぞれの子どもの目標が達成できるよう適切な支援を行うとともに、園内の支援体制を確立し特別支援教育の推進を図る。

全ての子どもが同じ場でともに活動することにより互いに人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認め合うようになり、また、それぞれの子どもが活動に参加する達成感や友達と心を通わせる喜びや安心感をもつようになるよう、インクルーシブ教育の推進を図る。

- *特別支援教育コーディネーター研修会
- *園内支援委員会・ケース検討会議
- *教育支援委員会での支援検討
- *個別の教育支援計画・個別の指導計画、
ここあいパスポートによる支援の連携
- *医療機関との連携

6－（3）人権教育の推進と適切な教育・保育の実施

児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解し、子どもの発達や経験の個人差にも留意しつつ、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育てる。また、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないように、子どもの人格を尊重し、人権に配慮した適切な教育・保育を行う。

- *子どもの権利条約の周知、発信
- *保育園・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト
- *子どものプライバシーの保護および秘密保持
- *人権保育運営委員会
- *職場人権研修
- *滋賀県人権保育研究協議会

6－（4）教育・保育の質向上に向けた組織的な取り組み

保育園等が全体的に質を向上させていくために、各々の職務内容に応じて改善のための課題を把握し、園全体で共有するとともに、職員それぞれが専門性を生かし共同して課題への対応に努める。また、より高度な専門性を得て専門職としてキャリアを形成し、他の保育士等への助言や指導を行うなど、チームとして質の向上に努める。

- *キャリアアップ研修、フォローアップ研修

6－（5）危機管理意識の向上

『危機管理マニュアル』を周知徹底し、危機管理研修や各種訓練を定期的に行うとともに、病気やアレルギーへの適切な対応、SIDSの未然防止等、安全な教育・保育環境についての話し合いや、施設及び遊具の安全点検を行い、職員一人一人の危機意識の向上に努める。

- *リスクマネジメントの実施
- *危機管理マニュアルによる救急および緊急対応
- *園外活動安全管理マニュアルによる園外活動

- *安全点検チェックリストによる点検
- *園独自の防災マニュアルや安全計画に基づく訓練
- *安全管理推進リーダー研修会

視点7 教育・保育の質の向上に向けた全体的な計画の編成・実施・評価・改善

7－（1）園の教育・保育の方針や目標を含めた全体的な計画の作成

子どもの発達過程を大切に編成された園の全体的な計画に基づき、家庭及び地域・小学校との連携について十分に留意しながら、具体的な指導計画を作成し、一人一人に応じた教育・保育の推進を図る。

- *全体的な計画の作成
- *短期的・長期的な指導計画の作成

7－（2）評価の視点、教育・保育の質の向上推進

全体的な計画に基づいた教育・保育を実践し、自己評価できるよう評価の視点を養い、職務の専門性の向上や教育・保育実践の改善に努める。

- *園の自己評価
- *サービス評価の実施・評価・改善

議案第 4 3 号

甲賀市通級指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市通級指導教室設置要綱の一部を改正する要綱

甲賀市通級指導教室設置要綱（平成31年甲賀市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（12） 通級指導教室 柏木教室 甲賀市立柏木小学校内

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

甲賀市通級指導教室設置要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(名称及び開設場所)</p> <p>第2条 通級指導教室の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 通級指導教室 柏木教室 甲賀市立柏木小学校内</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この告示は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(名称及び開設場所)</p> <p>第2条 通級指導教室の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>